安高小説

和書門
類 二七三一四號
函 九〇
架 一四
冊 八

内閣文庫
和書
類 二七三一四號
冊 八
函 一五三
架 一八

内閣文庫
番號 和 27314
冊數 8 (4)
函號 153 290

国立公文書館
National Archives of Japan

紀伊國屋文庫

松阪學問所

明治十二年購求

弓矢之部 此部ニハ弓ト矢トノ外ニ弦巻ノ類ヲ附ケ
加ヘタル数ハ武具ニ於テ記又武器ニ属スル者

一 弓を弦らしと云事 万葉集の歌に弓執の梓乃弓ゆ
う弦と書しとも也 風俗の弓を弦物
あの加弓と云也 弦はしと云也 古ハそらし
と云事を後ハたらしと云也 ヒト たト 五音也 古ハそらし
也又古ハ執の字を用てそらしとよむ 後ハ多羅
梓と書くしう 後成恩寺 兼良公 乃あ〜ハ〜ゆひし公
事根源に云 書よう 後世 天竺の貝多羅
葉ハ七ツ 長サ七尺 みす也 弓の長サ 同 弓の長サ

唐詩紀事巻五皮日休が圓載上人日本に帰るを送る詩に貝多羅葉紙上経文動と云句あり其注貝多出摩伽陀國に長六七尺冬不凋とあり六七尺と云へる註出処オホツカナシ

を多羅樹とも申すとあり此説あやまり也翻譯名義集
とゝ書あり天竺のものを書くに貝多羅
樹といふ木ハ椶櫚のやうにして直ふして高く長八九十丈程
ハ葉のやうにある人云一多羅樹とハ高サ七仞を云一仞と
ハ七尺を云句をハ七仞ハ四十九尺也とありて七尺五寸を云
其ハ見えず多羅樹のものをうのものゝふ五合をうふハあを
出家はいひ出すとゝのものゝ句ゝ たゝ云いう説也此ハ有
ゝまうの事ハ用ゐゝ

一弓矢を調度とゝのゝ調度とハ道具のゝ也弓矢ハ武
家の事一の道具なるゆゑに弓矢を調度とゝ也後世ゝ

近代後を五具の事一とし一番後を高名とするふうに
て後の事を道具とゝふ同し句なり調度懸の役とゝ
弓矢をてうどとゝ也てうどしとゝ知遠物の書ふ公方御出之
二 矢をてうどとゝ也

徒用ハ矢のゝ也ゝ知遠物の書ふ公方御出之
えてうどとゝ也てうどしとゝ也ゝ
じとゝハてうどとゝ也調度也ゝト川ト大音寺也ゝてう
方ゝ也ゝ也ゝ人の出ゝ矢をゝけてゝふ附ハ弓紙ゆゑら
しとゝひ矢を出てうどとゝふゝ古の風俗なり

二 矢よりゝはゝとゝハゝ事ゝの本のゝ海ゝとゝふてゝ知云

矢木物ノ事帳数民部人々岩家々ノ数ニ
あつさ三寸やそとき
里のかたきさうく花
よのもあるワ心ゐる
代古歌カハキセクトモ
ニヨリテカハサクラナ
ソトカケタルナリ只
サクラノカハニテ二クミ
ハアラス

也極の本乃皮ふそてそ
書よ見てう檀の木ハ
矢乃根ふけんぎうとも物あり根の先を鈍のてく二角
ふきくる也書札雑〻ゆ書ぎけんぎうをけんざきとゆ
き也矢殿ら作ふく先殿とハ伊勢守をきして云
征矢よかるきくハさ
人〻ゆうあひとゆ也ハ
一十六矢よりゆ矢をハ
弦二ゆけてゆう矢をきし添て安立てゆ書札雑
〻ゆ書を育ゆ

えびら

ハ矢の本ハ矢のゆ也

矢を糸でぎよすゆ
りの糸をくゆ也小笠原流矢ゆ賀豊後守ハ
秘事とゆ物ゆ記ゆ

一 箙ハ桐の木ハ異也極ゆ所を用也

一 箙目の本ハ朴の木也桐の木ハ異也極ゆ所を用也

一 箙目の長サハ右方四寸也絵をゆ
のよハ元ハ小箙目紙用ゆ也

たとハ長サ四寸ゆ
上の方ゆ
目の数ハ
ハ

目丈ハ四寸二ハリ三ミテ
ハ細ク見クルシ五寸
二ハリ三ミテヨシ四寸ノ
寸三寸増ニシテヨ
シ四寸五寸ナラハト
サ六寸二ハリ三ミテヨ
シ

ハ目のゆ不立ゆ也
ゆ矢をゆ
ゆ也
ゆ也
ゆ也

東鑑ニハ引目ノ字ヲ用庭訓往来ニハ蟇目ノ字ヲ用皆假字ニ挽目ト書キタル書モアリ

一旧記ニハ蟇目ト云ハ引目ト云ハ書ケリ貞衡ニ云ヒキ云ヒ
まび 目ト云事也目ニ風入テヒヾキ有故也ヒヾキ云ヒヾキ
異ニテヒキメト云也ヒヾキハ響目ト云ヒヾキ有れ
どもヒキメト云新ニ造リ蟇目ト云ヒヾキ字ハ外ス
也蟇の字引乃字ニハいとれもて細ル物也一張リ蟇目
の飛箭蟇の物ニ殺ル物ハ鏑ト云文
蟇の目ハ疫ヲ物ヲ去ル物ニ疫鬼ヲ物
を射る故也ヒヾキ有るゆゑ云ハ蟇の字ヲ外テ物ヲ云ハ蟇
リ也ヒヾキ物也蟇目ハ元来鹿生の物を射る為ニ作リ
ハあらずして射る為の物ニ底つけ射べき為ニ作ル

作ル云ハれども有る物ニて重き故中をくり抜き空ヨ
して作ル目を動きてヒヾキ有ル物也蟇目代射き
ハ目ヲ風入て言ある故ヒヾキの動ぎ有ル物也蟇目代射き
ハ物ヲ射る也蟇目ハ元来ハ追物笠懸を射る為
蟇目の目ト云ハ有るゆゑ也
一ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢の形有方ハ
ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢の形有方ハ
ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢の形有方ハ
ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢の形有方ハ

トガリ矢ノルイナリトガリ矢ハ別ナリ下ニ図アリ

ある五人乃胴ヲ射ル
引ハけだ射ル法ある物ニ
ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ヒヾリ矢ハ鳴乃字也

綿ノ字ハアヒ

一蓑笠を着うるを云ハ蓑を以て作る
うるを云ハ絵の具をまぜすうるを作
うるを赤黒ゐるを云也今たゆめるごとき云ものこと
武雑記に赤うるを乃鞠とあるハ色ハ赤うるを乃
物を云ハ一所うるを也べうす

一矢乃羽に真羽と云ハ鶴の羽の事也如し大鳥を云
あり大鳥ハ鶴乃字也小鳥ハ鵰乃字也鷲を鵰と云矢
乃羽に八尾を用也用害紀に云大鳥羽ハ十四枝小鳥羽ハ十二
枝也云ふ尾の羽数乃事也又いとをしと云ハ海老
むつ也真羽に石打竹書黒中黒中黒黒ハ羽書

白中白うすべおうすべうすハ白の不背石打と云ハ竹の
色云ハあ沢見ハ鷲の尾乃石打ものうるを也鷲の尾
我乃ろけて左右ともに端の方に一の羽を小石打
と云中二の羽を大石打と云也沢羽も見に同し石打
乃紙矢と云ハ武羽ものしてさすを紙矢乃事也武羽ハ石打
と云ようて打と云羽ハ軍陣に云ハ引きあるを矢
将の矢をハ石打ものて也切竹ハ切竹の色を云
也又切竹ものの竹の字を中ハ文の字也文ハ羽乃と
云ものを云ものあるを云竹の字ハ云ものうす
羽の長さを紀

真鳥羽ノ事
黒ツ羽ノ事
本間流聞書云
今小鳥羽トテナ
ニアルヲハカラワシ
トテ十四アルヲハ眞
鳥羽トテ上ヘカラ
ワシノホロヲバ黒ツ
羽ト云ナリ

雪白（ユキシロ）

黒ツ羽（クロツハ）

本黒（モトクロ）

本白（モトシロ）

此ノ外ニ忘ナニ矢ヘ名キ羽ト云事ナリ

妻白（ツマシロ）

妻黒（ツマクロ）

中白（ナカジロ）

中黒（ナカグロ）

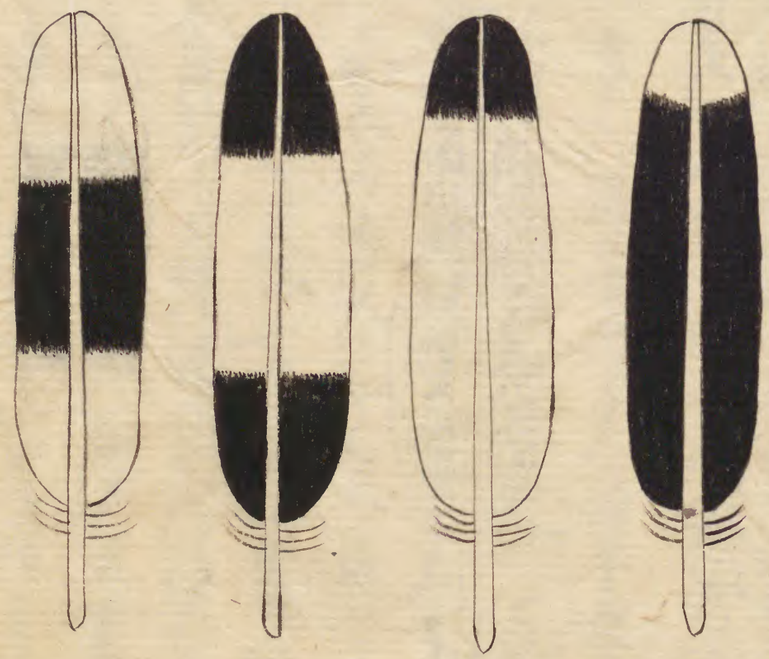

国立公文書館
National Archives of Japan

切文（キリフ）

キリウトヨムナリ

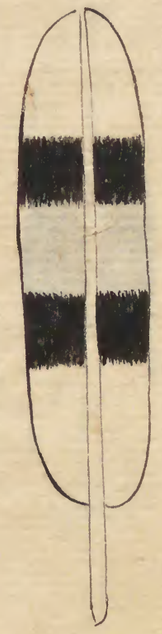

うすべおう

ウスベウトヨムナリ

うすば

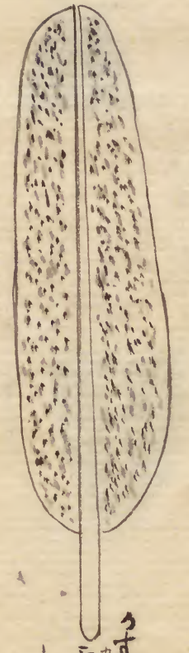

うすば八寸ばかり
長尾ノ者能文
うすば

右真羽ノ長サ大方通用の羽也此外拵ヘ様文弱
りあり真羽ハ長サ一尺ばかり傳来あり

又獲水鳥トモ又方目トモ云也又俗ニ梅首雞ト書也江戸ニテだんしと云なり

一うすべうと云ハ切すめ切也あすべ者と云者の羽ヨ
似る故切すめ切と云也切すめ切をいひあやまりてうす
べうと云也切すめ者ハ獲田鳥（ヒデンテウ）乃ちと源平盛衰記ニ
獲田者尾ト書てうすべうとよむ也俗名ハ鴉（ハウ）一名ハ
澤虞（クヒ）即獲田（スハナ）鳥也俗名ハ於須奈（オスナ）止里（トリ）と云ハ切すめ
ちうハ関東ニテハ云ハ云ハ切すめ也ちうと云
云田の水口ニ居て小魚ハ者と吟（ゴン）者也立佞（サヒ）者と似る者也
一先矢（サレヤ）と云ハ箭（ノ）を矢箭（アブリノ）ヤ也ハ暗（カモ）の羽二の羽ヲ
ハ用ひて作るまきをと矢の名也矢ハ三十三乃豊乃通
し矢ハ用る也近代の物也古書ニハ沙汰なし

通し矢と云ハ近代と申す説流の方の所専ら好ミテ先矢の拵ハ外ハ遠方ニ

遠ノ飛矢ハトフトキ遠クユクニフクラミヲトリテ行也フツラミヲトルナクルトヲフ也エビレル心也

一 繰矢ハ遠矢ヨリ用ル矢也指拔矢同前暗ノ中一ノ羽ヲ入テ[illegible]ヲ根ノ本也長又近代ノ物也古ハ陣中ヲテ遠矢ヲ射ル人ハ[illegible]ノ古書ニハ[illegible]ヲ指ヲ拔テ用ル[illegible]ヲ知テ射也繰矢ハ古書ニ[illegible]

一 ヒル目矢ハ水ヲ射ル矢也鵜ノ矢ト書也水ヲ[illegible]ノ形ノ[illegible]ヲ作リ[illegible]ヲ[illegible]

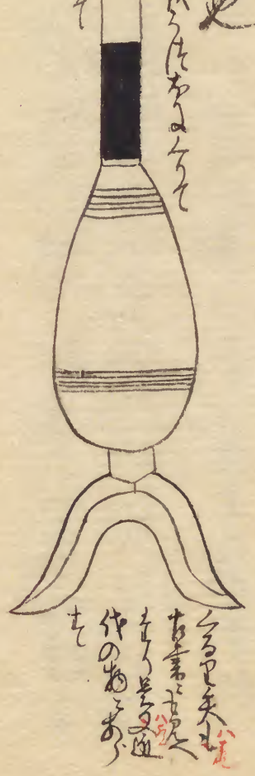

ヒル目矢ハ古書ニハ[illegible]ノ矢ト[illegible]仲ノ物ト[illegible]

正治二年百首源仲正ノ歌ヨ
我恋ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 ウスベウノ羽ハ右ノ絵ノ如シ[illegible]ノ羽ノ古ハ[illegible]

一 真羽ハ[illegible]

太平記ニ藤房道世ノ命ニ海人ノ面ノ羽付タル平胡禄ノ箙ヲ負フトアリ

アヤマリ面ノ事皇子ノ本ニ五十九段ニ赤ヒノ紀ヲ往テ見ヘシ

一 ウスベウノ羽ハ[illegible]ノ羽ノ事也[illegible]

書紀ニハ肅慎國ヨリ海ヲ渡シテ
ヨリトヾ出シ鳥ノ羽ヲ献ルトキコヘタレバ
海ヲワタリノ羽ヲ肅慎ノ羽トシタル也肅慎ヲ國號上古
ハ韓鶴國トモイヒシ也

一軍ノ門祭ノ初矢ハ山鳥ヲ鳥鷺蜂鶯ハ立リ
ノ羽ヲ行ヲ射テ矢ト用ル事通例也蜂鶯ヲ云ハ蜂ヲ
好テ食ヲ云ハ海ヲワタリ也ト云説アリ 弟猶記ヲ考ヘシ
ノ羽ヲ行ヲ射テ矢ト用ル事
又ハ海ヲワタリ也ト云説也

一草摺囲物ハ一名ハ神頸一名ハ同ジテ射ル也

一野矢ト云ハ征矢ノ事ヲ云ハ軍陣ニ射ル矢ヲ

神代物見

夫本物ニ氏部ノ名若家 ちひめれハ此矢ヲ射てふたのうふ

たちたてヲ乃ち
ホ記ス

廉矢ハ是ヨリ未世七枝ニアリ
野矢乃ち野ヲ獵矢
トモ云
参考保元物語ニ
九ノサミダル野矢ハ
腰ヲ東獦ニ流前
ノ野矢ヲ云

東獦巻ニ四野箭
一腰
野矢征矢ノ事物
又是ヨリ未四十二枝
ノミ記ス

東獦巻三十三云京北殺獦野箭行勝事 又同巻ニ寿永四年二月廿七日將軍頼経
根ハ剣尻柳葉鳥の古ヲ云成用也野矢ハ廉狩ニ射ル矢也
公入治行列之中次ニ御弟碧二人トアリテ其下ノ注三童野箭候御輿ノ右ニ童征
ヒシ征矢のこと云ヲ廉狩ニ用ル何
箭候御輿左 又同巻十三のやこ トアリ 又同巻二十三將軍御出遊兵候先陣
用ヒテ射ル矢ヲ
六位十人 着水干 負野矢 在御輿前 同巻二十七義村献御引出物其中御野矢ヲトアリ
左野矢ト云野矢ハ廉狩腰 一名ハ箙腰 ふさす矢也
野矢ハ行列ノ時三ヒ頁ニ引出物ニモ献スル也 同巻三十四仁治二年十月四日ノ武藏
八張ヲ云事ハ神代ノ巳ヲ云ヲ云ヒテ定テ
野水田間各作市方建設所十秋田城介義景獦見所庄 書宿先祭野矢若業ノ征矢ニ
ヲ云ハ大日霊尊ノ指ヲ引ヲ弦ヒ
神代ノ巳ヲ云高皇産霊ヲ天雄彦ヨリ弦ヲ引ヲ弦ヒ
陣ヲ云高皇産霊ヲ天雄彦ヨリ弦ヲ引ヲ弦ヒ
ヲ云瓊ヽ杵尊ノ天降リノ門供奉ノ佐祢ノ指ノ
ヲ弦ヒ撥ヲ云素戔嗚出雲尊ノ指ノ引ヲ弦ヒ
世ヲ云ヲ神道家ノ説也ハ古ヲ日本紀ノ記事

紀ゐでゝ云上古の神書ゝ庫弓巻ゐ弓護持弓活世弓る
ゞゝ云名いつゝえず後ゝ名付る名也此神代の巻弓ゝ名付
学ぶべて八張弓の名を作ゝる勿ゝ三義一統の首実検
乃作法を記しゝるゝ事弓ハ太平弓ゝこゝ弓ゝ
ゝあり是を以て考まゞ是刑殿の清代ゝいりゝ八法
弓ゝ名あり也さまゞゝ世まゝ用ざゝ也三義
一統乃外ゝ世時代の書ゝ八張弓ゝ名いつゝえず志げ殿
もとゝ殿ゝ白木村ごき二本殿ゝ弓
あゞゝ云名いつゝえゝ弓しゞ太平弓蛇形弓羅形弓相伝弓
四巻弓濃陽弓福蔵弓世平弓ゝの八張乃名ハ見ゝ又

源殿ゝ弓て八張弓の名も遠ゝ有ゝ本笠原家ゝて宝ゝ
一事ゝて弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓の家ゝ弓ゝ弓殿の数ゝ
名を弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓の源ゝ必ゝ弓ゝ殿ゝ弓ゝ弓ゝ物ゝ
小笠原家ゝ是刑殿の活代ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
事ゝ弓ゝ弓ゝ小笠原の流ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ
ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ弓ゝ

ごとくなるさまざまの名ありて何をも古さとはつんとする
ゆえ名をもとめ来り後人の作をふて作出すゆえ考
一 蓑笠一腰とは只ふの事也是ハ道あるゆゑの事也古ハたう
腰よさして出るゆえ腰よりはいて出る
也御ゆるす蓑笠一ツのゆゑと一腰とふ人ありあやまり一ツニウ
ゆゑ一束とハ二十のゆゑ也 廿一廿二以上ハ廿二
廿二ゆゑ
一 ただ白米のゆゑとハ只馬数実ゆゑ行を赤くもゆゑハ
ぬりて米を白くして玉ゆゑ是ハ的ゆゑ也ゆゑ武士の的の
ゆゑハ拵ゆゑ又ゆゑふハ拵ゆゑ上よハぬりゆゑを用ゆ
一 むしごきのゆゑとハむしごきハ村割と書 法量物ゆゑ外ハゆゑ

落を通ゆゑ中ぎりの中とあるゆゑ通すゆゑ
是ハ内ハゆゑ通して当打ゆゑ是ゆゑ中
残ゆゑとき法けてゆゑ村ときゆゑあるゆゑ
乃落ゆゑ上ゆゑ定ゆゑ馬数実ゆゑ
赤ゆゑ内ぬりゆゑ落キミぬれハ内のつゆゑ赤ゆゑ 米ハ正をこく
口絞ゆゑ拵ゆゑ是ゆゑ是量あ和シ こくゆゑふんゆゑ割
ゆゑ事也正ゆゑ村ゆゑ割ゆゑ数ゆゑとき法ゆゑ的ゆゑ
一 ぬりゆゑとハゆゑぬりゆゑ的ゆゑ数実ゆゑ
つゆゑ之ハ三正数ゆゑ是ゆゑ内ゆゑ也ゆゑ拵ハ何方ゆゑ
正ゆゑ実ゆゑ定法ゆゑ惣別数ゆゑ

七尺寸ノ弓ヲ用
馬上弓ハ寸ツニ
リ也上二寸五分下
三寸二寸五分ワム
ルセ

ぬるのをきりきるの薄は白うして丈ちかき也口うすくをさ
きて物也うすく三ホ薄とハうすく薄二ホ上をすぼまずの矢すり北薄
きりの上の方まる 以上三ホをすりこハ薄の芯ばとそ
終乃ホ薄のホ〈うすくをきして石ごけぬるこすると
是ハ諸射乃也

一 白木のうすくそハぬるぬる乃也是も三ホ薄をつくり馬面
字を白木薄つくるのをすりきるの也うすく是ハ三ホ薄の
初薄つくるすくそうすくそうの也白木ハ本式の的乃
薄

一 白木の乃ちみぬを張無べくすぬをうこ白張無べくすぬ
つくるとのハぬるうを用ちなをハ白木張ものそ白木村こ

きるこハ畳敷也こゝ乃ちの事古の定也回記をえくすう的出張記きりくすり
平薄乃乃ちハ軍陣ハ用る乃也将軍家兵大将の持乃也是を
薄乃乃ちホ也のこゝ乃ちの拵こ也拵ありて也拵こそハ
ぬをふあひする能きうの紙をつくひて小力ひてうの行の度を
こそけをうこの不をホおけづつて年まべし姫をつくり
けぼう動めるハをこふあるるのけばの下上度をこそけされ
ハうるりをて張ふうるこそ毎力のさ夜の石地をますき
びはこそうすきはよもぎうるを付て上すう下をすき
まるくなるこをこ〈むきうるがしこハ生まうるふせあうを
小麦ニムキの粉の細なる拵能力まをそつるの也右のめるきびはを

さびはハ馬のをこすりの皮をうす〈刷りこ〈こ之
〈〈〈力のさやの
下地ミモ也

紙ノ形キリヲ地ナトスルヿハ忌ノチニシワリ出来テヒヾワルシトリ

きてようろうすなわちこれ後にまたびしの上にすきつるあり〳〵生〳〵にしもさびしの上にもむぎうるすなわち〳〵生〳〵を色うるをもちいて後にまたうるをもちいて五度ばかりぬるべしぬるべきあとにて後にまたうるをもちいてあらいはらいすべしうるをもちいてあらいはらいすべしあらいはらいすべしうるをもちいてあらいはらいすべしうるをもちいてあらいはらいすべしうるをもちいて

貞丈云重藤ノ弓ハ軍陣ニ用ル故雨露ニ違テ木行のもの用ル故ゆゑ藤すぐくまとなるべけれハ藤の数を云なるべけれハ藤の数をみあれハしまれともこうよりまてハ云なるゆゑ八尺六寸也大八寸をとくこれ也大八寸をとくこれ也大八寸をとくこれ

若者也ぬりこめ蓋ふおいて惟人指也こゝ物をけ蓋
大將の指ものの五ハ法度ハ惟人指るものゝ四也ゆき
ア上を三不蓋ふすることうこゝずのうぶ蓋こゝ矢すう蓋成
ハ蓋ぬゝずのうして蓋をこゝ三不蓋のうハ蓋をたてきこゝ
ゆゝ蓋こゝ矢ものうの蓋の五ハ中の法三ア上をたて
ゆゝ矢をて蓋の上をこゝぬゝ也みぎうゝハものこゝずのうぶ蓋
とゆゝて金をあ九茶ゆて蓋をいぬゝぎゝ九不ハ九雖星ゝ
こゝこゝ也先屋ものゝ法ハせきこゝるこゝ也
ぬゝこめ蓋こゝハ蓋物上すゝゝゝたてきこゝものゝ蓋の
上をこゝゝ出ぬゝこゝ矢こゝ也先上下のうぶ蓋こゝ矢すゝ
ア蓋をこゝぬゝずのゝこゝ三不蓋こゝせきこゝ法を用

軍陣用書或ノ
ものの法ハせこゝ法こゝ
文ル也せこゝ法ハ弟
ノ法ノ上ス麻ニ各ノ
のつゝ出めゝ手ゝ
テ出ヲヤセキヲルト
云又一方ハ出ゝ来
モアリソレヲ右法
トゝ也ソレハ男体
ハせこゝ法ヲハ先敵
ヲ射ナヲモテ後
出ヲテ又ルこゝ

セキ法

一ぬア法こゝせきこゝ法ゝこゝ別也ぬア法こゝハ弟の法ゝこゝ
ゝ出て弟ゝぬゝ也是ハ弟の法ゝこゝ弟の附のゝゝこゝ無ゝ
せきこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ弟ゝこゝ法ゝこゝ弟ゝこゝ法ゝこゝ
て出こゝ上をこゝゝ出てぬゝこゝ也こゝめのせきこゝ法ゝこゝ
法をこゝせきこゝゝ法ゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ
ものゝこゝ出ハせこゝゝこゝ也こゝ法ゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ
射ものゝこゝゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ法ゝこゝ
一ゝこゝゝこゝ二ゝこゝゝこゝ物數こゝ部こゝ法ゝこゝ
一ゝこゝゝこゝ二ゝこゝゝこゝ法ゝこゝ物數こゝ部こゝ法ゝこゝ
一ゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝゝこゝ

ていれは矢筈かけて射るふまてをうれせあるをうてをあ
ゐり古事記の中にとかくかとハ軍中無用の物也小笠
原家ハ源氏也因ていくさ方あり福蔵寺と名付て軍陣
ゝ用ひき方也こゝ

（ていくさ事　往文見ヨリ来ル八枚ノ三冊ノ）

一　神代の弓矢天麻児弓又天真逆弓天梔弓天羽々弓又
天羽々矢天之加久矢なとゝ云名あり神道家の流也ゆえ
一定の流なり　神代のゆへ知る人なきゆへ也皆推量の流たゝし
あるハ用ひなくゝ知る人なきゆへ也
一　古歌によるゆへ撞弓檀弓槻弓梓弓ゆづゝ云名
あり弓ゆづりはの木の名なり別にこの諸説あ

上古の弓ハ竹ヲ合セズ皆丸木ニテ
也木ヲ丸ク割リテ作ルメル也

セキワルノ弓是ヨリ第二枚メニ有

きゝも皆推量の流也用ひなくゝ上古の弓ハ竹を用ひる也
一　弓ゆづゝ云ハ竹ばかりにて用ひる也ゆへ
る流云婦ゆづゝ也ゆへ弓ゆづゝ云ハ秘流ゆえ
竹のやゝあひ中竹ハ竹ハ二方あるゆへ云ハ外
ハ竹のゆゝ内竹のゆゝ内竹のゆゝ常の弓
一　十張弓として重宝なる事ゆえ十流流
しゝる書あり近代の人乃作也用ひなくゝ古書よんゝ
るゆえあるゆゝ弓ゆづゝ
一　せき張乃事技あゝ紀日本流法要録抄の行事も実利及
むきハ張を糸とせきゝ近代の書也ゆえ知せゝ

せきたるのるあるまきすこと〜みな伊勢国国〜ふかそ
作り弩弦を関張と云ひ板〜ふかそ作り出す弦を
板張と云ひる事あり此島数見の記一条兼良の説
往来のごとく又云ふ名物なる事ふかの名称を云へて
云也関〜ふかそ作り弦ふも白法もあり〜せきたる法
もあり〜板張と云ふもあるべし〜せき法のせきと云
ハ法のこと〜〜板〜関と云ふかの名を付ていふふあ〜ず法を
せ〜〜と云和のせ〜ふかそ〜白法絹糸をそて動めるのとど
るとふせぎ面影あれてそなる方うるふそぬりて面
影をふせ〜白〜ふれハ御禁法と書也御〜ふハふせ〜と云字

也又関法を書くハ乃関と云ふかる出る法を云也
一ふぢと云ふの〜ふかと云ふ弓師方作ふて〜まぐけ〜〜て
ぎ〜て〜ふぢと云ふの〜ふかと云也ふぢと云ふの〜ふ方
進物ふする物也弓櫂記云ふぢと云ふの〜ふかと云ふのこ
〜〜無四国山数ハ何張し関ふ八朝と大国ふ方極
五十法を上ふつる十法ハ〜ふかそ〜ひ〜ふて上ふ別り
こ〜〜板ふあるまし〜ふ
一弓の長サ七尺八寸と云事大双紙京極宮家ふハ我〜ふ〜〜七尺
五寸也と云〜大ふ〜ひと人〜ひ〜ふのべて弦長サを五寸と
定めて八寸と云也〜ふのひみて物のすそ〜ふ弓ふ〜ご

若忍〜少て弓ふ射テ
いぐう後ニテ弦ヲ
サビホテ枯ラス也サ
レバ後ハナレト云テタ
ルハ〜テ後手トキハナ
シタルハ〜ト云事〜今ハ
古キ方ノハルニテ云テ
ナリ
又ハ芦縄ニテ云〜

弓ハ七尺寸夫ハ二尺八寸五分ト定ルロケハ書ト記ス

當用抄ニ云矢ツクリ方ヲ定ル事ハ人の足ヲ本トスル事有り

矢法ニハ尺知ヲ足定ニテ七人寸

ニ云ハ足ヲ本トスル事

ツヨクユビヲヒラカズヌカヾメ

ユビヲヒラク

用害記ニ云ハ足ハ七人寸位ハ人の足

ハ人の足

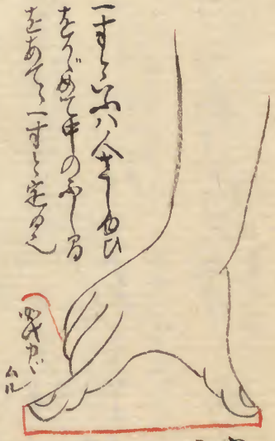

一すゝ云ハ人さしゆびをくゝめて手のやうなるをあて一すゝ定る

一弓のゆぎりを定る事射る方ハ書云弓のゆぎりの立ハ有の気ありてゝ有のもをのべてゝ弓をゆぎりゝ弓をゆぎりゝ弓をもすべ人ハ定ゝ云ゝ人

矢ツカノ事ハ書記ス

一矢法ハ射る方ハ書云矢ハ長サの事鏃を

切る様のゆぎりをたの服ようでの長サ

さし如ゝ矢ゝ矢ゝ矢

一 ちゝ竟いとゞしゝまさるもせきも

一 のどひ竟ちゝ竟（赤ウルヒニテウスクスルも）をうちゝ中そのごひうるも

一 ふゝしずゝ云ハ行乃ふゝ中そをしゝうるも

一 ゝゝずゝハはぎゝずゝ歯を竟の末ゝ長を作り牙

（未ニモアリ）

よもつゝる也但ふゝの下をゝてハせずゝの下をゝする也

一 はぎゝずゝハ別乃行をゝてゝずゝ成作りてゝあゝる也ゝ行

（乃ふゝ教言云はきゝゝる筈をハふゝ筈とゝゝ）

乃ふゝの形をゝ作りてゝえるゝふゝずも

一 ぬゝゝずゝハ席の角中をゝてゝずをするゝぬゝゝゝ席の角

ゝぬゝめゝをゝてゝるゝのあゝる下をゝ

（中古より第宴の根に行ハ始め別ゝ強スサノヲスメ宴トゝ云）

一 うゝゝずゝゝハ宴宴宴ゝゝゝ

しめぬる也

一 ちりをはぎとて云ハ羽の端をとりてだてして羽のまきれのまて用る也

一 ふしのけをなると云ハ竹の根をとりきりてうるあしくなをしくるるを也

すると云ハ竹をもうりうしてぬるを云ハ竹をもうりうしてぬるを云ハ竹をもうりうしてぬるを

用まこと西の字の方にしたる也ふしを四寸(レヤリ)とるしたふ
矢の竿の所にをとりつけるゆるる也矢をもつてふしのうへ
不遠ありてその西ぞる所のふしごとよりうへ八分のあたり
いたるべしとも中ほどにて上下の数
四一名れいの不審なる所あらばこれ也一ぶんん
どう一名四用りもてげふしを四寸とる常の四月うま
ようふ矢お射ごろ竿勢ゑ小竿勢ごろ八分中ろ
所にて西をとる(レ)優矢とどうり矢はあつとるのふしを四寸
とる射ゑ具を秘傳ふうんえうう

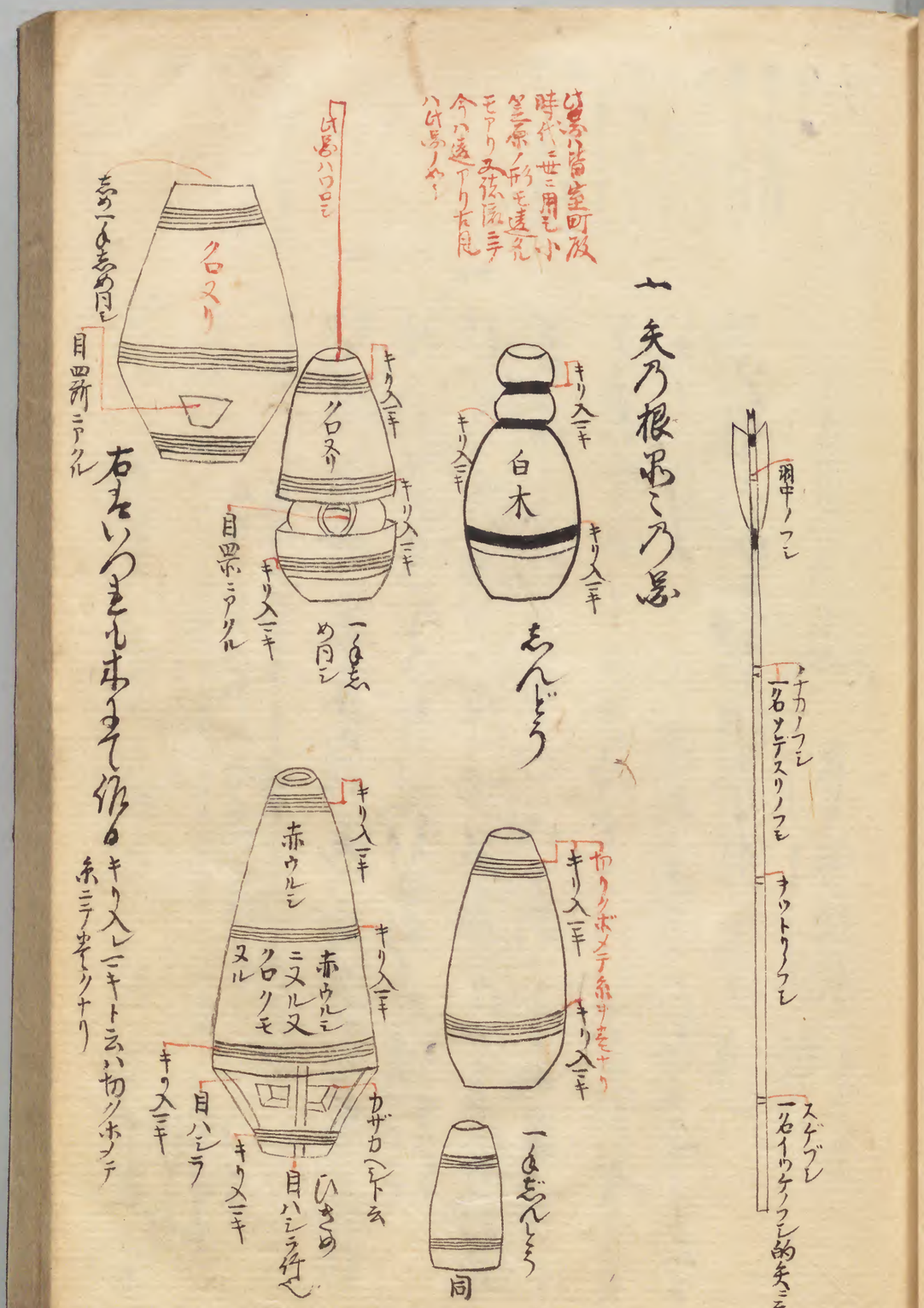

きざうの事 紀文是ヨリ十八枝メニ

木口リノ事 義経記ニ見タリ 樫ノ木イチヰノ木ナドデ廻リ四寸長六寸許ニ拵テ強弓ノ射手是ヲ以テ敵ノ楯板ナドヲ射割ル物ナルユヘ木割トモ

きざう

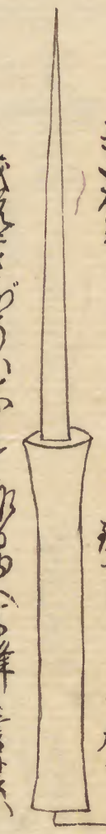

或説ニきざうハ木ヲ以テ作ル也 あやまりなるべし

きざうハ木棒ト書ク木の棒のめくあるを以て作る也 鉄ハ金ノ事ハ不用

みて作る也 ちんどうなどの作りよりなる也 木棒ハ丸也

一 はぎと云ハ角のきこりとなる也角をきこりとなる作る也

箭ハ市ニこむ所のあるごハ竹を割りて角の中へさし

こと箭ハ市ニこむ也 今はきこりて矢をはぎきこと

ハ木ヒラの形ヨ似たる物へ也 大小のちがひあるなり

りハ木ヒラにて堅木にて作るなり

鏃 吉部秘訓ト云書ノ中ノ的矢ノ平鏃ハ形ナル物也

ぢやうかく

ぢやうかくハ定角ト書也 是も後ニて四角ヨ作る也 四角神

形なるこの代ヨ射る也 さぢうの事也

一 書札雑ニ書ヨ小者小家しばしばもちゐる事也

さすて 志ものどもさしてさすて 帰陣 いぢんぐう

をハさすもとき也 ぢうのうるこハ手 きもとあり

いぢんぐうのうるこハ志ものもとをのあく流鏑の尾と云

追記岡本記ニ弓のうるこアリ じやりノナトニ云フナリ

箭用集三蝶尾ハ矢之根也ト見エ

手くさ鏃鋒圖彙より見てより絵馬に有り左記ス

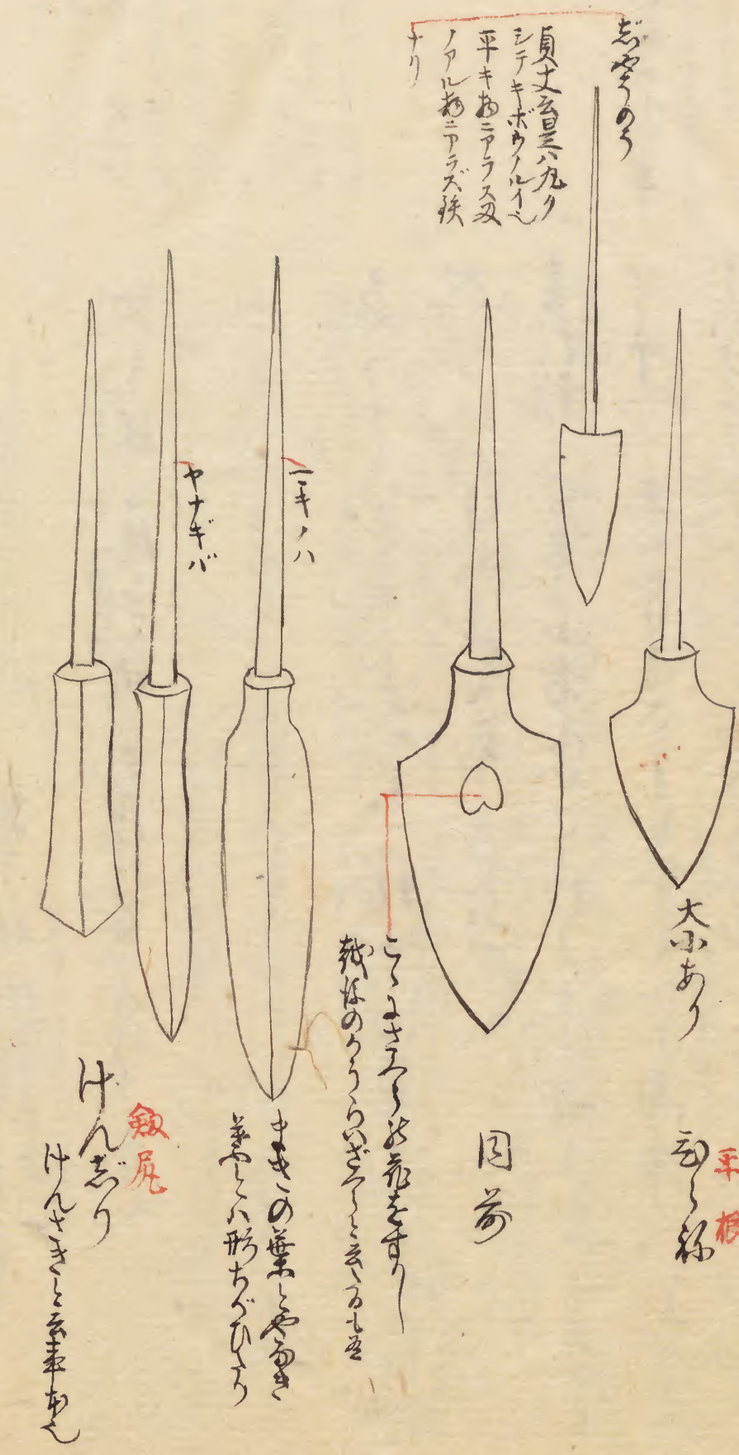

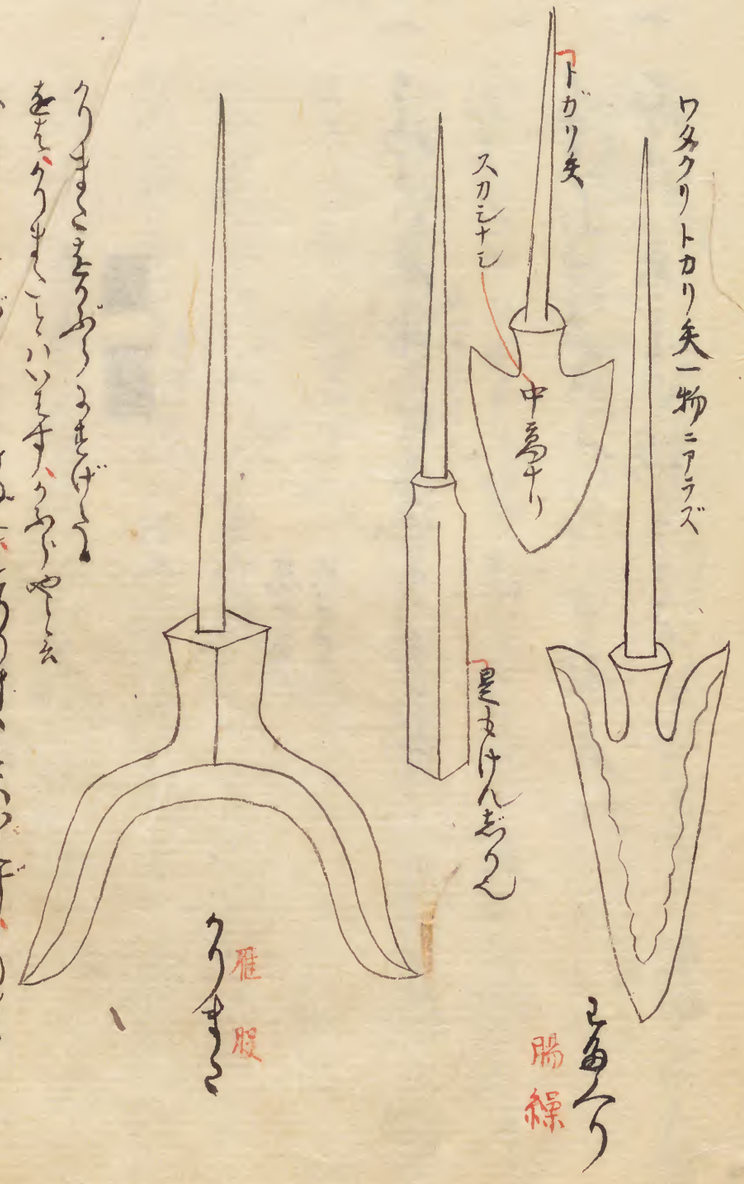

うまさきとうまのくちばしのごとくにしてすぐにうまさきとなづけ
又うまさきとうまのくちばしのごとくにしてすぐにうまさきとなづけ
ばうまの足もとうまのくちばしのごとくにしてうまさきとなづけ
ある事を云ふ也と射日具之秘伝ニ云ふ

一 うぶやハ鹿角(しかのつの)にても又あるめの根うぶやにても作るべし猪の
目をこそよきさぶもの也(やぶさ)流鏑(やぶさ)るものに射るにハうぶやを
をもてげざる也うぶやを射る也(射るの事ハ下ニ)
一 矢ハ箭矢にても根ぶやにてもすべの毛ハ羽の毛ハ鳥の

矢本抄
民部卿為家
おつ弘ぬまハ肥矢なる
さすてふつろくぶ
らうをうしし牛
もやかよりる

一 尺本抄ニ六帖歌
民部卿為家歌
まあつさゆ為家ハき
の里のゆばたく花
よのくるるワ為ふ
代新ハ矢よハをすく
ゆゆのあるようう
てハやをくよひけ
うる祝し代新す矢と
してカハサクラの皮
すすくるトスルハ誤
こ代新カハトスルも
ルテサクラハ射ト対
トミル(ヒ)ニハ対
ノ皮ヲトリ合スルテ
アリ
カハサクラニテ矢ヲハ
キタルハウツラメタカハト云ナリ赤ニ塗ス

一 ぶやハ度実あるべし
秘傳ハ要細見ス
一 うぶやを巻ハ白小麦を巻矢をぶ
小弟紙巻笛ものの野ものも弟を巻ハ紙を細ったちく
巻ものを巻ハ上ぶ紙をうぶ紙也うぶを撫
の字也ぶたちくの事也(ぶさ)うぶ撫乃皮のめくまを
いの毛和の本皮ハ堅ハ皮のきめをくを皮をぶ
をもの本の皮ハ撫よきめをて皮
をぶ撫ものもさくの本乃皮の根ハ撫
をうぶをうぶをもくさくの皮ををてぬく

念ノ物トハ執念ヲカケテ必射トルベシト思フベシ

一 大射ガ〻笠毛ヲ〻ガ〻ヲ〻ガ〻ヲ〻ガ〻

て使ふ物にて射はあるべし首ばかりとなり
まちの長さ考保元物語に鎮西八郎為朝の矢の事を記し
たる所に矢の根い楯破鳥(タテハトリノシタ)ふもあり次の所に所々あを
ぬきにて長さ五寸廣さ一寸長さ八寸とこそせまちぎれ
をい箭にはまきせとあり矢の根の方矢ぐ
らの切口

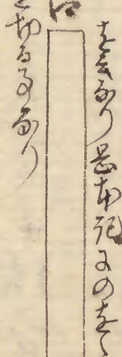

まちにて長さを切る事なり

図中記ハ天文十三年尾州美濃守家侍ノ記ナリ

字に禪(ヨコ)の字を用ひでもあやまりなり矢の長短
ろくるまにまちにて指の字を用ひぎれ
のしるしのくぼきの事ハ篇三記に合ス
一乃志ろにまきの武具に記ス此ろ手の部に記スべきなれども
ろ迄て本具の部に書こゝに

矢ヤウシカメ記云弦丸根トヤウシカメトハ別ナル歟

細川云昔ろ馬図書に丸根ハ今人ノヤウジガメト申ス根ノトリ上
伊勢常良記云根ハ丸根或ハヤウシ形ナトナリトアリ

家中竹馬記云ウハ十二矢サスハ征矢十サス 拭箭ハ雪事也根ハ丸根揚枝形也鏃長三寸空穂二サス三本若

射手具足秘伝云征矢ノ根ハ丸根事

一乃根(エルネ)と云矢ろくろい槙(ヒノキ)にて
丸根
まきにてあし丸
くぼを分るとカイ
ミノキノ如シ
一弓の本(モト)と云根と柳葉の如くふくらして中くまるのぎまを
弦にて柳葉の末也丸ゆがみ中くまるのき
多の舌(カタシタ)
ハイノオ
肉ナキアワキモノニハイノミリノ如シ
少シ細リ厚シ
一さだの尾(サバノオ)いくまるの末也
さだと云巣乃尾に似たり
鯖尾(サバノオ)

一きそうは剣屁の形也

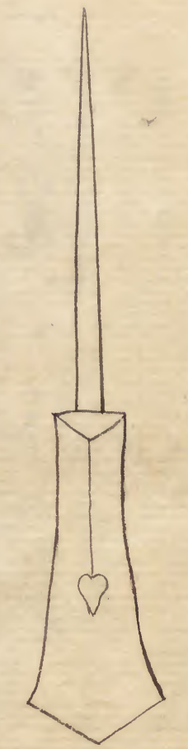

楯破

本名剣鋒

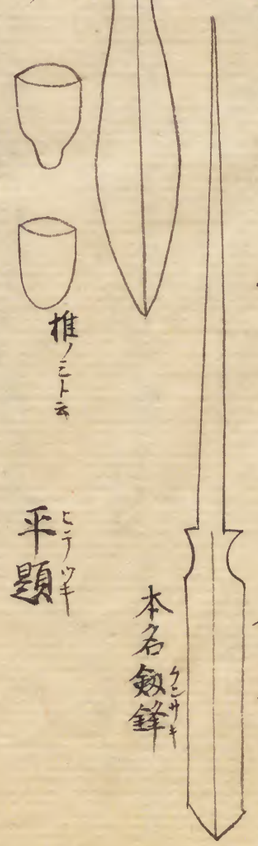

剣屁

平題

椎ノ二ト云

一つさはき二品あり

延喜式と云書ハ矢の長さ中世紫裏の法式をカキタル書なり角の大いさはき角の細さはき木乃大つさはきとあり其長さ乃比ハ今の矢のごとく角ハ木を作りとうの尾〻〻矢のごとく角ハ木を作りとうの尾

一弓の木作りとうの藤ハ祥藤と云ふ乃

茎乃皮あり毛を蔵とうあり

一張ハ弓の手ハ松脂を油を中世てはあてはそて弱也

一弓の木作を射を勝ハ野猪の肉を煮てとうとう弱くさめるあり毛弦の尾と云也

一たいの尾と云矢乃根あり蠅と云虫の尾の形乃如

前ニモ見タリ

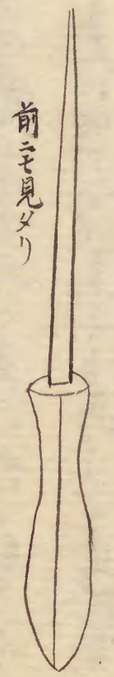

蠅尾

一九根と云あり前と紀ス九根ハ別也平根の形也

是ヲ今ノ九根ト云ハ悪シ平根ノ

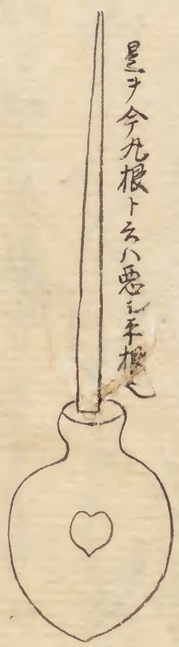

九根

一 ろくこん根とは鑿のことなり

鑿根

矢ノ尺ハ人ノ大小ニ依テ天然ノすんを弓モ此矢尺ヨリ起ル ユヘ是又天然自然ノすんヘワザト作リ定メタルすん尺ニアラズ

一 弓の長サハ七尺寸矢の長サハ五尺七寸分と定る事しかすん尺ハ曲尺(ニホリカネ カネザシ)を定めもあるべし 是ハ股尺(ゴフリ メガバカリ)の定めもあるべし

人くろの手のすんを定る也 手のすんを定るハ人ごとの手のすんごとしと雖ども大ぶとのをたしかに定て大ぶとしと人ごとの間のまくとの間のまくとハ右の肩を弦のまん中まで(弓ヲ張ル時弓ノあくとの長さ)

の寸尺我が身びのすんを定て弦尺七寸ある也 是我が矢(射ル和也)尺也 弓の尺ハ右の矢尺を二つ重ねれば五尺五寸

此間我指三テ七寸尺アリサレハ二尺ノ除射ト云フハ腕ニメケ也

也ば五尺寸すん弦尺の除射(カデノ尺ニメケナリ ヨイ)を加へて七尺寸すんとなる是我

が弓の尺也 右は弦尺の除射と云也 我(チノすんニテ二尺ハウテノメケニメケ アルナリ)也矢尺三寸けいとうのすんなり(是我ガ三ノひろすん)して ハ二尺八寸寸分の尺也

十分のひろれば弦尺の除射を加へて十分ひろる也

ぬふきり幸さて ハ弓のあてずきの乳のちまあて

この方の手さきのぐしてふきりてふぎりて手ふ

きふきり幸の所と定る也 右は矢のすぢ(曲尺)今也

まきつけ人はまきつけのすきを見て定るとなる人

あやまりて人ごとの手のすんを定て弓の長サ矢の長サを定る

ごとく人ごとの大ぶとなれば矢の尺も長短ある也 是

八上古代ノ今ノ世マデノ正体ノ事ヲ考ヘ定メ
同ジ事ニ成ハ若干ノ大小同ジ事ニ成リ侍ル
宣賢卿ノ書ニ神代ノ書ニ云ク神代ノ弓ノ長サハ
三尺五寸也人代ニ成テ六尺ニ成リ
ト定メ神代ノ矢ハ五寸ト有リ人代ニ成テ六寸ト
定ル事ハ見エタリ然ルニ此ノ頃ノ小作ノ弓ハ
強ク成テ有ル也神代ノ物ノ後用ル者ハ賢者ノ
業ト成ル事ハ人ノ指ノ寸ヲ以テ長サ定ル
ト有テ寸法ノ長サヲ同身スト云大ナル
人ハ大キク人ハ小キク成ル者ノ指ノ寸ヲ用ル故ト
ノ事ナリ

弓矢ノ寸尺長サ用ル神事武具ノ部ニ記ス古人ノ戒也

一 侯野矢ト云名東鑑ニ有ル人ハ侯ノ字ヲ馬扱ト
実ニ云ト世ノ中ニ云ケレトモ侯ノ字ハ弓馬扱
ノ大ノ意ト云ヘリ然ルニ此ノ頃ノ人ハ侯ノ字ヲ
身ト有リ我ノ身ニ成スト定ル事ノ誤リ
也

人ハ侯ニ侯ノ字ト云ヘリ寺ヨリ強ク成シ者ナリ

夫木抄ニ西行法師ノ歌ニ
ちのこめてすゝめふるもるをのこらハいくるゝ
ばかりの紅
是者ちのこりてハ
ちのこりてハ竹ナタ
ちのこりくをの
ちのこりハ男童ニ

一 小弓ト云物ハ武器ニハ有ラス揚弓ト云ヘリ
ト云物ハ延長五年四月内裏ニテ小弓ノ勝負ハ
中古ノ物也著聞集ニ有リ承久二年五月廿日鎌倉大官
令禅門ノ亭ニテ小弓ノ会有リ由東鑑巻四ニ有リ

武流ニ云ヤハスヤセ
ソトス五音通スヤ
ト云ハスヂヤノ男活
セカリニメトカリヤナ
トニ対シテスヂナル矢
ナルユヘスヤト云又ヤノ
同物シテスヤセヒラ
貞文云ハ流基ヨシ
ソヒラ矢セ矢ト云ヨ
リモ勝レリ

一 征矢ハ軍陣の矢也敵を征罰する矢なる故征矢と書て也

云恵法師ガ庭訓往来ニ揚弓雀小弓と云ハ
生ける雀を糸にて引て小きりを立て射てあて
る者雀を射たるなれ也近世ハ用ゆ
也征矢と書て也ふるけい
初人句ハ貞文抜ものるよりと云ハ
してそもそもの事也征矢を箙より
さして背に負ふ物也ハ日本紀神代巻ニ大日霊尊天照大神
乃軍背小千箭乃靫と五音箭の靫を負ひて出る
事ハ人皆服の事也神代ニ征矢

背矢と書てそびやとよむ也て
初めを異して又背矢と書てせや
とも也せとと五音通ずる故也と
同意也

小弾革ニ弓の弦ヲ引ク

一 弾根と云ハ弓の弾の根の強のかと云ハ少そひきる
不ものを不絃たすこのもの
結を作て生をそずの名ハ絃に近年
そずの絃をうぶせる事古書に有
矢乃羽に初めてそのとく云ごとく云法量
物に云ハ也羽をとく絃羽そまく

弾ハズカブラト云

弓ノ弦

また云ハ流ハ
のくも活も活婦の
根のやとき不をつる
うむ〜〜云ふり
ひくとハあくぬて云海美ノ根ヲ云也又野茅ニふくること云ふり根ノ大ニテ色キ物也根を美美ヒろ物ありの中ハ
ふぶとト云ふり

本ハヒザブハナセソ
レチアヤニリテヒシ
ヤリハナト云也

古ハ白キ物ノタトヘニハ
ヒサゴ花ヲ云ナリ源
平盛衰記巻廿七橋
合戦ノ条ニ五一カ来リ
タル馬ハ白葦毛太
ク逞カセヲ二作テ鼻ノ
サキヒサゴ花ノ如ク白
カリケレハ名ヲ二ツリ木
トカトリリスハイタカノ
フチ藤ニテ作ル鷹ヲ
フチニコヒヘ花ヲ
キタル所ヲ菊刺トモ云
花ノ白キ所ヲ病枝
鼻トモ云又ハ云ヒ
白キ所アルヲトヒヤ
ク花トハ云ナリ

ヘし白き箭の不地さ

こゝにきりこるねハ花ねとろく

比島用害記ちんこう

一 鷲の羽のこと作ぐず真羽かてし箭を切しる羽をハ白
箭の所を羽先きをもる也そを白き所を刻也しぐるを
えきごゝるとこゝ云ものう刻きごゝの花たろと白き物也を
ちてよたとへてゝ云ハ刻也しぐるしゝハ刻きごゝ
云羽のうゝ作ものうゝ云也刻きごゝハ

西舎ニテハちくべと云

ゆぐ方のる也

一 矢の羽ハ羽ちゝ云ものあるうゝ云ぎのたきあるうゝ上の
方を云たるう高忠ち書の島方のこゝ

カウカイニウニ
ワリタルトハ此

羽のもりうゝうを二方ようゝ

此ようよの方ヲ羽
羽ぐきハきるハうくもぎめの所ハ云ナリ

あの大きの羽ぐき
の形ちうゝハ先
ろこゝ

アヽノオモテ長サヨリ未三十二枚メニ絶ス往ヲ見ヘシ

十 あ法乃おりてこゝ云羽乃島

あまの方りてのねをしうあるす

比島荷用ニ正島ヲ云リ

比所ちる書こゝうゝ云ものあるあるあ
形あるの所ハ所ハ形ハ信しくゝいまぐゝ云ものをとゝ

追花紫
しうゝ一用ゝ

比所ハ羽ゝ云ものあるあ
ものあるあるあるゝ
ゝ云羽の島方羽の後ろ
あるゝ

太平記藤房道
世ノ条ニ云アヽヲ
モテノ羽ヲタ年
ヤナグイノ般

一 矢答(ヤコタヘ)とゝハ物ゝ射あてゝあるゝとも射ぬけ上(アゲ)るゝを
ゝゝ射ゝ遠者の時ハ物を射ゝゝハ我頸をゝゝ上(アゲ)して
あゝゝゝる射ゝゝゝ也ゝ矢答ゝ射ゝ遠者射ゝ具足紀ゝ見
ゝゝ又物の時庫を射てゝゝ(をゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ)ハ頸(カホ)をあけ
のけてあゝゝゝゝ也物(多賀高忠カ記ナリ)紀ゝ見えゝゝ
一 矢答(ヤコタヘ)とゝハ矢の物ゝあゝゝゝゝ也(ゝ)ゝ以の矢答ハ
ゝゝゝあゝゝゝゝゝゝ(ゝ)ゝ目(ヒキメ)の矢答ハひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ也雁(ヤリ)俣(ヲタ)の矢答ハゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
屁(シリ)の矢答ハひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

内向の事を云ふ
向とも云特別記
ものなり

於実用者ハ元向ハ特の時ハ箭をあをのけてあ
ゝ[illegible]ハ[illegible]の矢を[illegible]の不[illegible]ことし[illegible]ハ[illegible]を[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

ちゝ[illegible]ものゝうまをげて羽裏乃篇〔如[illegible]〕
知〔[illegible]〕[illegible]を以て乙矢知〔[illegible]〕[illegible]ハ羽
裏の篇〔[illegible]〕を内向[illegible]ハ
外向也羽表の篇〔[illegible]〕ハ内向也[illegible]
[illegible]〔羽裏を以て〕[illegible]也

一 ぶくろの事篇[illegible]
[illegible]折紙の[illegible]也 保元物語[illegible]鎮西八郎為朝五
張の弓七人五寸ふて飛[illegible]
[illegible]〔[illegible]〕 又
太平記[illegible]大塔宮二所尾の弓根の飛おしる[illegible]十文
字に握[illegible]小口又同記に[illegible]の飛おしるの弓の書通乃

盛衰記巻十〔静憲女〕道問巻条
二上下ノ弾ニ角入タル重藤ノ弓拵タリケルトヤリ弾ノ字ニ誤ナルベシ弾ノ字ハズトヨム字也板本ノ盛衰記ニカナヲ付タルハ人ノ不為ナリカナノ付透アヤマリ多シ用ル足ラズ

弓は五人ばり合るを[illegible]篇[illegible]おしるけ[illegible]又同書[illegible]
銀の[illegible]おしるの弓の[illegible]篇[illegible]飛[illegible]あてきり[illegible]
[illegible]弾[illegible]也源平盛衰記上下の弾ニ角
入[illegible]重藤の弓拵[illegible]けるとあ[illegible]
伐象牙[illegible]
ら[illegible]弾[illegible]付テアル[illegible]或人の弦[illegible]太平記[illegible]
くあるハ公家方[illegible]近衛の官人の拵[illegible]
を以て[illegible]
の鈎打[illegible]

行ト木ヲ合タル弓ニツリカツ事ナシ
ツクナカコメハ弓ナ引折ル也 名木ヲハツクナカテモヨハミナラス

源平盛衰記巻十九 枝夜叉ノ糸ニ云 家武者一人進出テ名乗ケルハ河内国ノ住人石川郎関ノ屋八郎ト云ル事也 檀ノ上三射殘ル中判一筋コミヲリ云々 又云ニ入道三天ノ中判取テウガヒナ五束ヨクヲリカタメテ

折行のゝを知て弾(ハズ)の事を汎(ツラ)く其事古書り
有て弾を事也 下板の図表紀ニ云弾ト云弾ノ字ニツクトカナナ付メルハ大非ナリ 根の孔行くるとあ
ゝ〜ハ折行ふ用るまきあり
一 矢の篠まうきをとふいふ事ありあき篠ありこれを篠
行の事をへだてるき行をたてうしたるあり
一 箙の矢をし拓をし中はしの事未詳 篠篠あゝを
す 是ヨリ市世云メニアリ
一 神通(ジヒ)のうゞ矢と云ハしのうゞ矢のうゞ家(キウ)矢
無鏑(カブラ)ニ云神通の鏑(カブラ)を用ふ上矢のうゞ根(子)を
ぬゝ不帰(モト)ハを赤漆ニぬる 是ハ流鏑の字ハ八幡ニ

○或説云シヒツウノカブラハ神頭ノ事也神頭ナシヒツウトモヨム目ナシカブラトニ目ナクリアケサルカブラナリト云ヒ而各流ナリ

追考神通鏑ト云事ハ行ノ数ハナケレ共其名ヲ奇妙ニ図ヲセシ為バカリノ事ナルベシ中古栄華武家風ヒ(ナル事多シ神通ト云ハ仏通ノカブラハ大悲ノ智恵ノ矢ナドト云ヒクヒナルヘシソノ矢ナホメテ云ハニテ実ハナキ也

天子ハあてハしの矢のゝれだとて紫の糸をそうの和をを
をくどり今も赤漆をさすもを神通也云也云
鳥丈云神通の鏑矢と云ハあきあるり射ひ方小入用
有 古傳書ニ云ハ田村麻呂ハ赤紙ニ書き和語ニ神
通の鏑矢ニあるふとり後の人乃家(モウカ)作ニ云の田
村麻呂紙ハ神通の鏑矢のこまあ沢神通の作るき神
毎の為の奥神毎の車あゞ見えそう仏法の法ニ神
通ニ云ニ奇妙ニ霊験ニ万事ニ通達ニ事をいへ
ニ事紙ハそそいとんが屋ニ神通の行ニひとる也ニ
しらへ方武あまハあゝ法ニ後人ニ名ニ伝て云ハ

追考流鏑馬ニ用ル弓ヲ真ニ重藤トイハズシテテレラ一弓ト云事モ其名ヲ奇妙ニ関セカ為ノ事ナル(ヒ中古歌集ノ武家ノ風如ケナル事多シ

して大切乃事ようく〻天子のあそばしたとゝ云ふハあるゝ
ゝ用明天皇要前國宇佐八幡宮ハ始て流鏑馬を射ル
ゝ(ヒ世事ハ日本紀を外ハ記録ハ人さ〻事なき
ハ信用しかゝ〻めさの家伝ハ疑ハたゝす

一白真弓ハ白木の弓也真の字ハ白こと〻ハ也家ハ
めしる歌〻古歌ハ白弓〻世事〻又白ぶ
さあゝ用るハ白羽ハ白鞘ハ白鞘ハ白鞘ハ白鞘
白弓ハ〻白木ハ白木ハ白木ハ白木ハ白木
を白ハ重藤の弓の事を云也宝弓長鏑ハ白鹿弓
ゝ書ハ字ハ遠あれ〻ハ用ハ〻

追考流鏑馬ニ用ル弓ヲ真ニ重藤トイハズシテテレラ一弓ト云事モ其名ヲ奇妙ニ関セカ為ノ事ナル(ヒ中古歌集ノ武家ノ風如ケナル事多シ

前ニモ少シ申ス通ル記ケリ云々(ヒ

一さび箭ハ試箭ハ試箭ハ試

追考也三重蓋ト云ハ又ヒトシテ一ツヲ一ツヲ
トカヲ付カヘテムツカシキ侘ヲ作ル事ハ
ヨカラス夏ハ中古以来武家ニ風也
真ノ白真ヲハ三ツ刺タル白
キ九木ヲ一ツ

一説ニ天皇ノ皇子ヲ
ヒトツヲ天武天皇ヲ
ヲカミヲ奉ル云
此説也但ハ用ヒ
次日本紀ニ人ヲ
ヲカミヲ
支那ニ信字ヲ用ル
乃チ人ヲ信ヲ秋
ノ字ヲ用ヒ
ヒトツヲ
ヒトツヲ
ヒトツヲ

流鏑馬ハ白い重蓋矢ハ白い加ヘ也ハ白毛
ヲ也白蓋ヲ重ヲ蓋ヲ
ヲ蓋ヲ
ヲ蓋ヲ

一的ノこと眼あとい蚩尤ノ眼ハ五人寺アリ
しあ今ヲ大サ小大的を作り射ル人蚩尤退治する之
せ之法あり蚩尤とい唐の苗の悪人也黄帝ト云みどろかせ也
以法用べしすこ眼の
さて人ノ眼の黒目の中ハ五人寺の事也的の黒もて
れを似くれいこ眼ノこと也ノ目あて乃ハ書くる
が目ハ也眼を似くる也蚩尤ノ眼をとぎ
ハあしす
一弓ハ外竹内竹ノ事竹ハ竹と云事射る時的の方へ向ふまた
和竹と云竹と云ハ秋ノ竹ノ事
一弦の数一條一張一桶乃事物数の部ノ記ス

三好亭ノ伝授ノ記ニ云内外ノ竹ノ事竹ハ竹と云古法の法ハ竹ノ竹

其露寺家成卿ノ
考帰草紙ニ云キ
リ羽トハ白羽黒羽
ニテハギ(一セテ侍)
トヅ申傳ヘタリキ
コレ鏃柳ナリヒキリ
ハト云フヲ誤テレ
キリハキト云フヲ
後ニコレラ出シタ
ルナリ

一ちきりとぎの矢と云ハ白羽と黒羽をつぎ合せて中黒
又ハ中白又ハつまを黒又ハつまを白あるのめくりとぐる白
黒のちきりを云事毎ちきりごとと云

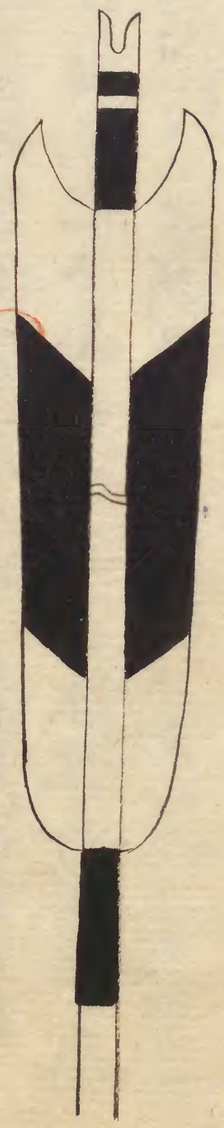

家白羽と黒羽と云事をちきりぬと云事を深くちきりぬと云
云てとぐたるなり 蓑のねの矢のごとくふまた
きりちきりだの矢古ノ家ノ用ひられ事
古書ノ文ノ事

九月吉ノ部
大木集ニ家集騎射馬
ちきりちのせさしきれハ
あやめ茅ちのちのき手すくろ
四ちこちのりけり

保安元暦ノ記ニ
執柄供奉行幸
ノ時府生番長
平帰左鷹羽
右ハ畜産羽コレ
新調ノ鳥鷹羽
ナリテ三府ニ切候キメリ云此文軍器考ニ見タリ也三府ニ切ツキヌルハレキリバナリ

偃矯(レキリハギ)又四切矯(レキリハギ)ノ事書ケドモ四レト限矯(レキリハギ)又支切矯(レキリハギ)ノ
ノ書ノ ちきりだのちきれ初ル人(レメカキ)ノ

一ふくらぎとゝ云あるそ（神頌）一ゝ云ふくらぎ作るもの高忠卿書
見てふくらぎ〳〵ハヒサ、キゝ云木也又ヒサカキ（柃 木）
とも云也大和本草ニゝ柃（ヒサキ）順和名抄（和名抄ノ名）比佐加木西土民（カキ 西国ノ名）
俗小柴（コシバ）ト云葉ハサヽレ花ニ似テ黒キ実ナル玉篇ニ云柃似（レイハ）
荊可（ケイカ）作染（ソメ）衣者也今俗ヒサ、キゝ云其灰汁ヲ用テ布ヲ
染ム黄色也本草諸書ニサイテ未見之云〳〵田村元雄（本草家）
云ヒサ、キハ遠州ニアリ大和國宇太郡方言膳羅椒（クニヲトバ）
ト云ヒサ、キノ実也ト云〳〵葉ヲトリカミニウクレバ黄黒色ニ（紙）
ナルト云又ある人の云一名ふくらぎ此木ともゝ云
一きたうゝゝ云矢の根後家ヨリ紀又狭ニテ木の棒の如くニ

木棒ト云フ故木ニテ作ルガ本ノヤウニ思ハルレトモ木ハ異也

作る也（木ニテ木棒ヲ割くる事北条五代記ニ見えたり）應仁記日神保宗右衛門尉安富民
部許へ使者を遣し一今朝矢負の史河原より落失て
著陣せすいまた木根（キネ）を合力（ヤウリヨク）とせけるゝきたうハ
木の根のめくりてさきを平に切くるわりて甲冑
をとをす（トヲス）〳〵ヲ透（トヲ）て透て（トヲ）ある勢（イキホヒ）にて敵（テキ）射
倒（タフ）すと也木根を作りくるゝ者ゝ後の木根を異ニスル物也
一矢を付海ゝ云ハ付ハ海ゝ云ハ海ハ海ゝ云ハ海ハ海ゝ云ハ海

東鑑治承四年十二月廿四日ノ条ニ云石橋合戦ノ日経俊カ為所ニテ此御遺袖之件ノ箭ヲ上ニ注ニ滝口三郎藤原経俊ト

みてひきてるゝ先へつきやる度ひ遣てゝ豊養記

よひ遣の二字は用ひて万葉集にはひとアり

一 奏ゝ乃ゝ平家物語巻ゝ一束ゝ おいて

和田小太郎平義盛ゝ ゝ書付けるゝ盛養

紀ゝ羽本一寸半ゝ ゝ三浦小太郎義盛ゝ 焼繪ゝ

ゝ又因書ゝ黒塗の矢の十四束ある箭ゝ ゝ

刺ゝ けて新居紀四郎宗長ゝ書付ゝ又東鑑ニ箭ノ

口巻ゝ上ニ注滝口三郎藤原経俊ゝ又太平記ニ相模国住

人本間孫四郎重氏ゝ小刀のさきゝ書ゝ

弓馬故実ニ云矢尻乃差一三方ニ書也ニ平人丸ハ

ハ書ゝ ゝ書付ハ走ねの通ゝ一方ゝ書ゝ ゝ為別名宗平

ゝ為也当世ハ名字ゝ ゝ名字ゝ ゝ和名ゝ

書ゝ中ゝ ゝ武ゝ ゝ為也ゝ ゝ真続ゝ ゝ追為記ニ云射

ゝ ゝ矢尻ゝ ゝ矢ニ用ル附入ゝ ゝ也羽中ゝ

乃ゝ ゝ ゝ羽中の所ハ同ゝ三百羽殿ス

ゝ ゝ ゝ ゝ

ゝ ゝ ゝ ゝ

ゝ ゝ ゝ ゝ

弟をけぶり也書くに焼絵焼手のかもをてるうち
ミテモ書ク墨ふてしかく小刀のさきにても書く也又書系
胴中一すきのけてとも書尚也うとふも書く也又ふ
所又は宮名字をもてれの円雑と書くはうとうとも云ハ的
矢のうと弟に射る矢のうる也是ハ名家中書角一軍
陣の征矢ふい国所ふもれ名字ハ下書ひ名うしうず
矢放い敵ふ初ふせんぐ高也大遠物の附ろ矢ふるうに
紋を書くるハ人馬ふ我名をふませきしきるとて紋
ハ家の定紋をうまあるずれ中とも云ハ我絵かく
一後三年ハ絵ふうえうい九ふうう狩行を合せうる

弓狩初まうとし馬上の如し

一後三年の絵ふうえうい狩行の如し

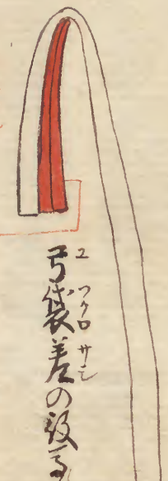

一源三位頼政ぬえと云妖物を射ふ雷上動と
名つけ二ツのうず矢ハ水破無破名つけうり水破
と云矢ハ黒鏑の羽を切てとぎ無破と云矢をば山鳥の羽

さぎとうと源平盛衰記ハ人名てゝ雷上動ハ山ハ矢の名つゝ山ハ矢の名なとも知ゝ
の弾とも云ハ矢ハ知れゝ
し頼政よ逢て出ハ矢もてあ
推量まゝ
雷上動ハ頼政藤如
義を
よ水鶏ハ黒鳥の羽ふ
りてハ水のそ
みゝさぎとうと
ハ頼政義
ハ黒鳥の羽ふてもきゝ
ハ水鶏の羽ふてもきゝ
ハ山鳥の尾ハ
ハ山鳥の尾ハ
ハ山鳥の尾ハ

問萬葉岐曲義と名付たる歌巻の外に又宇治拾遺物語に門部府生と云舎人ありて多貧りしが常に酒きを好て能く射られたる事朝廷に聞えて賜射の射に召られてよく仕りるゑんぎうの又古事談に中院入道左大臣顕定卿二双六帝三条に朱雀四条に曲水五葉に六職者也と申称せられし事ゑんぎうの又園大殿丹波人真光ともいふいうるあるを或は小ちとも云ひ伝るに中園入道相國富まるまゝにせ丹波人真ちうに藤の樺を巻るれば今の世の紙を以て藤樺よりうるを近代に紙を以て藤樺

しるゑんぎうの白石先生ナリ

基仁新井筑後守源君美由きちの号なりとひくせられい真巻或い真樺ともいふ字書に把中と註しる和訓ワクにうちの平家物語に丸に曰ちけうはうのうちうちにかなをひろきすきうにわてひきまぜ書きしうこれをけ大和字なのちうしにみえたれ則真樺乃事白檀紙或紅梅紙或唐拓本用ゑんて野宮殿宰相定基卿紙を樺ゑんひ也又園大殿の伝り同一紙を樺ゑんて紙をうるを千のい若狭之門部府生又中院入道の内きに紙を射ゑんひ紙を射ゑんひ

のるにあらず別に海きちとてふうあり也これを能射る
也夏は海きちの事に夫木抄よりこれ
みて考べし　夫木抄よりこれ
天仁元年顕季卿家歌合　　琳賢法師
いろふせん海きはちのこのすれいひきとゐちりおらぬとて弱を
一本さくらきゑちとちくまきゑよりなをとよりまとなを貞文抄ちるひ歌上
弱くゐもうきのちとこゑちハるて弱くゐる
よ海きのちとこひちりまひきとゐちりあとゐとこゑ
ゐをなて考るに本と行を合てゐちゑ海きちとふゐ
重二句ハ梓のうはとひてもき事にるべきを内いとずして海
きのちとこひちゐハの句よゐきとゐりとゐ海きの

ちハひきとゐすゐあるゐ句ゐるゐ上海きのちゑ上ちとこひ出ゐる
也ゑきとゐちり　ゐ歌の句ハ海きちとこひきゑ海ゐゐりのちあり
ひきとゐちりくゐゑ海を川ゐ句ゐるをゐ海ゐ
あをゐきとゐして合ハ海也又ちとゐするとゐ須ちゐを
考て弟ふりとゐりちハあるゐすてゐちゐすれいゐる
りくゐあるゐ海ゐ合ゐのをゐ海ゐ川とゐちゐ又継の字ゐ海
ゐ海継ゐを海ゐ継ゐをゐちとこひ真間の継橋を海ゐ
ゐ海ゐて本と行を継き合ゐてゐちゐ海ゐ継本ちとゐて海
きちとゐちて又緑名抄に細射の字を萬くゐ岐由美とゐ

八其細字八蒹に對するの細とし麻布のこしらへの蒹畧
なるに對して本に行合るのこしらへ八細密なる代に萬
に岐由美と細射の二字を當てしるす延喜式に麻、
伎箭八萬に岐由美と名なり具なるもの延喜式に麻、伎
箭を伊多都伎乃二類に載せ又門部府生が由きを射て紙
射る丸賭射乃射をあやまれしにより考るに由きに
由きに矢八者う的なるに射る用る矢なるべし延喜式
に弓を飛るものを記されし事にて作るべき料に入用
の物糸組泉漆角革木のるハ云へされども行乃るる
鰾のるものをそえずされい延喜乃比に由きにハ
一依と思へハ由きに矢のるえてに由きに矢なるべ
由きに弓も必有りしなるべし
一白鳥乃羽にてきにるに矢にふハにてにるにる乃羽のる
にハあらず白き鳥乃羽にふるを異して本にに社
羽にハいふなり白鳥乃羽にハ白鵠乃羽なるに真なるにハ
の事にハ白しの羽を鳥乃羽にも真羽と云
一深羽の矢八古書にえてに羽にはぐハにて赤きに
なるに青きハあ羽にらに黄ハ本にに黒ハ視すにとえぎ
ハあるにもにに文合スるにきハ白のるを是本に
らのものを醸にてきて貴なて清てにハきたにハ

又漆ぬりこくもうすくもぬりかさねたるもあり酒を入ぬれいれ
ものをいれこまぬく何をふせるもしらず酒をそそのぐ物をそそ白
羽を挿るも

一 梔子桃子梓子檀子槻子柘子等は皆九本也 是等の子各日本紀三代実録延喜式方葉集共外古書に見えたり

これらは作りたる木共名成掛て何のためとよ云
こゝろ延喜式よりもをかされたるまゝ用の料
糸組糸漆角革木の事はいとえんされ云行の事鰒の事あ
はんえ沢行を合て作り始めしはの時雑づかもしめたる
事知ず或説紵靖天皇の時始るとも或い云孫
也経基外行を分始たる後乃人内行を分けゝごを入

丈木物に見えたり
新六帖信実朝臣歌 あたらさうもとるすでを紙すゝ死行のそゝあれくゝもちきるなかるかをふせて行

東海道三十三国西
以下諸国進納之記
本ゝ

丈木物に正三位知
家卿の歌
作りあられぬあ
ゝさうのそうたるみ
きていとゞくゝまり
人をる

ゆもとふ花木乃弦を平ゝき古書ゆもえず一向澄播もな
き備物り用ゝ室町殿の時代ゝ行を合るゝ也
平行の紀孫ゝ行紀孫ゝ後成恩寺兼良公の人表仕事
四方行のゝ人ゝ上古ハ木ゝ有ゝ左今ゝ有まで
雑木白木塗木ゝ云ハ有ゝ新行白行塗行
ゝ云ハ有ゝ

一 ゝ面ゝ行紀孫ゝ紀ス

一 九木ゝの事義経紀 忠信さゝのゝ系ゝあり 文治元年 文治元年十一月十三日より
都を出て四国の方へ乃ゝ時紀の名残を拾ゝて
平家ハ屋羽の湊ゝ一夜宿ゝ時ゝ

丸木弓ト云フ矢事
上古ハタヽ弓トバカ
リ云フル也後二竹ヲ
フセタル弓出来メル
ヨリテ紛レスクメ
二上古ノ弓ヲハ丸木
弓ト云来レルナリ

廣ヲ左ニ兼行ス仕ル六条坊門ハいろ者の住ル所
らんと称られいひ弓廣ノ住ル所ハ雅ノ住ル所ハらんをのづ
天慶のもろとゝ知ぬいろんとゝ知ぬ兼行ノ住ル所
所ノ天まろをみうちなんるうる色しをの為
みもはりき甲冑を正はれハ寄りてあくまに
ませぬものあるなるべしゝ木ノ楊ガとしの渥日盲日
の甲山鳥の羽の矢十二ぶさして丸木弓一張をへてあり
まてうしてゝ云ヒ眞文云ヒ此世上一統ノ丸木弓代
用ニすべきゝ弓ノ方ハ竹ヲ以ていふべきゝ丸木弓ニこゝろ
る紙ノ上をゝ此もゝ丸木弓ニ行ヲ合せうちあし

後ニまろはぎうれぬるよ丸木弓ヲ兼行ノ名をさして記
しもるゝ

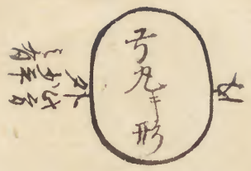

康正ハ後花園院ノ
年号将軍義政
ノ時代ナリ
ハスカブラノ矢五
リン木モ刷キメリ

十一

ある人ノ不指しる丸木弓を見しに事あり弦掛
但弦ノ方ハ小ハカリ平ミ
のやく丸木弓の不ものをゝ弦寸九分廻りの丸サ
上下共ニ弦の方ハ細ク細き不ハ指り弦寸四分
但本ノ方ハ二寸ヲ分ル也
長サ六尺六寸四分也 惣黒漆也ふぎりの
ここ弦を元角ノ如ク指して本ハ付ふて年号月日
やはり小刀の先ふて細くちりくる本ハ付の
本ヲも知ル雅しく樫の木ハ見えず
ぬりはる長ノ
ふきよ元年ノ弓ハ年号我物語ニ云巻八祐経ヲ射ントセシ条ニ康こゝて三か

原平盛衰記中サレノ事ニ矢十枚メニアリ中サレハ般ノムカフ真中ニ射ル矢ヲ云今ハ鏑矢ト云

しら出きうにれこまいるふとみる而よりは紙絹こそおつまとひてかとしなきとそれ四の紫束をるを矢のあり(後)ふせん(線)

まうはれをとれ大事とれ(ものこ)ときにきうふの矢ひ

やきとせとうれうのまうの中ちうちこちあげ箙い箙をもはに

くまとしあの名地ふきとせ箙い箙を二ぬて押(オレヨ)高せとうと

ちくとれ羽いたちくに西の羽地をもい蜂(ハチ)地をこい食(ハム)地を

ちくに西と云くに西たくを蜂を好と今ふとを地義経(ギケイキ)記巻

五ノ忠信吉野山合戦ノ条ニ云忠信いこうちあげめるひの西をよりあて猛

白星は甲(カブト)の緒ををめたん(陸奥)ふいとうちう得うとるはたら弁と

ふ左刀(メテ)三人寄すをとるる我ときき判官(ハウクワン)分ちうるこうを作の左刀

(下部兼俱神代紀ニ見タリ)

野矢の事二十七枚箙ニ充ス

をときをふ大中黒(ナカクロ)の安地ちしうる上矢ふあをほちう

ふうけめうう六寸ヲ矢をて大(ダ)のうまとすげて佐箙家ノ得て

ちす事ものれいたちだとれ羽を放てをいうるひうの有さし

をうれの矢うう一寸たずを射てちしうるをうしら高ふ

員命ふまきの矢(ふまきの矢ハ強弓ノ名)

一忠信ふ云ハ鏑(シヤ)矢ふ云ハ鏑(シヤカブラ)ハ射る矢地箙ニ充る野矢乃ふ有ふ盛

要紀ノ世(ヨ)ノ巻ニ結(サルカハ)皮乃(ウワボシ)鞦鏑(シヤ)矢あまとさしてをうし勇我物語巻ノ

矢さしうる行般(ムケテユヒウ)トをうノ巻ニたうすぐうれ左矢をあり

一大射墓目

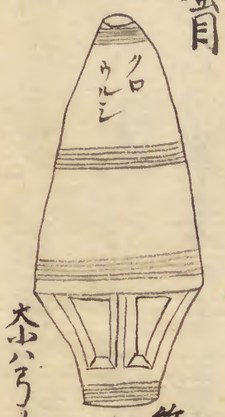

大小八ツノカヨル

笠掛墓目

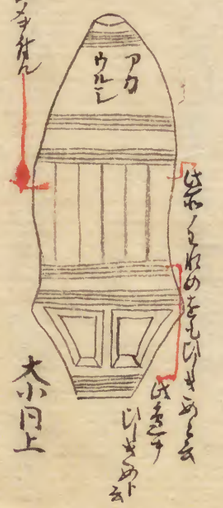

大小同上

一 さる頃こはたろ殿の弓矢を射れば皆感嘆して人々ほめそしる云
ハ鶴ろくるもとき〻おそれ紅鶴也
一 弓のあたり筆をば古ハ山だちとて山ひろる万葉集巻之七
歌こゝ形ふちろ日を河山ゝ山まつ山だちまゝ山でゝ人ゝ去
らんとすれば夫本ハ巻二十ゝ山あり
一 引目ゝて人ゝを射る事東鑑巻之四ゝ後藤新兵衛尉基清が
僕従ゝ伊勢三郎能盛が下部ゝ闘乱の時能盛馳ゝて
竹の根の引目ゝて彼の匹夫を射る由見えゝ又同書
巻之ゝ頼朝上洛の為野路の宿ゝ逗留の時旅宿の門
前ゝ武士の者ゝ馬せぞろへを和田太郎義盛引目を以て

追て射ゝ是ハ別所馬ゝ乗ゝ人ゝ武者を射ゝ
ゝ中掛ゝ射ゝ引目ゝ射倒ゝ
一 弓の形ゝ今ゝ古ゝ形ゝ

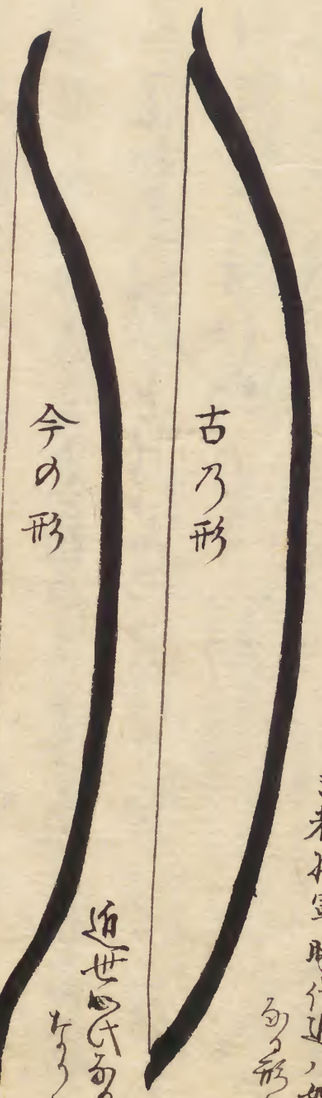

京都将軍時代近ハ如此
なる形なり

近世の代なる形
なり

真文様今のゝ弓ハ代ゝ如此なる形なり
古の形のごとくあるこハなるまゝ
一 弓杖ゝ弓数を打ゝ古歌ふとゝ
二十三六帖題光俊朝臣の歌ゝ
山の部

弓ニテ何数打ル是ヨリ市七枚ヶニ
アリ

長

薄（スケ） 菅（スガ）
右三種同物ニ非ス

一 ひとりいとこひめやと（妹）（恋）
大進為乃ふぎう中を武田流弓馬秘傳書と云の巻の
弓の作り中をあけず弦と云せて可考之（まことに流弾の弓なるべし）

一 弓作りを古い薄（スケ）中て考るあり薄中て考るハ
華中て考るあるへきの内なる現存六帖（ケンソンロクデウ）と云
正三位知家乃歌を其弓ふ乃ゆゑ由けるこ為と云
しもとゐ（ゐハ栃ニテ乃きう也）
ゐけぬつれもさ（ゐハ栃ニテ乃名所乃）

一 ゑびそ（ゑびそ庚）乃弓あり東鑑巻廿六ニ貞応三年二月
比高麗人乗船寄于越後国寺泊浦仍テ今日式部大
丞朝時（ノ下）執進其弓箭以下具足於若君御方則覧之奥

北条殿奥守

例以下群 桑弓二張（タヽハ）（假令如常但頗短似庚弓以皮巻弦）あり又参考太平
記（巻上ノ条）云足利直冬（アシカガノナオフユ）ハ大内（オホウチ）舊跡大極殿（ダイゴクデン）の額門（ガクモン）の跡（アト）に
皮布（ヒキ）て庵（イホリ）を結（ムスビ）て住（ソヤ）を筑紫崎（ツクシサキ）に持（モ）せ給（タマ）ふ我
方ハ黒革腹巻（クロカハハラマキ）に庚弓（エビスユミ）持て家難（サウカイ）に立（タレ）て矢（ヤ）を射（イ）
る事（コト）乃右庚弓（ウエビスユミ）祥（ショウ）なし（ず）扨（サテ）も（モ）て日本乃外の国
々（クニ〻）ハ庚（エビス）と云（イフ）也（ナリ）唐（カラ）の弓（ユミ）を庚弓（エビスユミ）と云（イフ）なり（ず）古日本（ヒノモト）
唐の弓渡り来（キ）て物（モノ）を引（ヒ）すと云（イフ）なり（ず）いしうるぬべ
し唐の弓を強（ミジカ）き物（モノ）なれハ東鑑（アヅマカガミ）ニ頗（スコブル）短（ミジカ）似（ニタリ）庚弓（エビスユミ）と
書（カ）しなり（高麗（カウライ）ハ唐トハ別ノ国也今ノ朝鮮（チヨウセン）ノ内也）

一 竹箙（ヤナグヒ）も古き物也曽我物語（巻一）ニ矢さしうる竹箙（鹿）と有

一 こ[illegible]の事 弦巻の部 [illegible]

十 糸巻ハ弓こゝハ是と軍弓也弓の竹の上皮をこそげて
[illegible]き竹ごのこゝさの麻のゝ糸をこゝ[illegible]
[illegible]ゝきゝ[illegible]也糸の下ハ麦漆を付
てこゝ也麦漆ハせゝめうゝ[illegible]也弾を右のゝ[illegible]糸の上代
せゝめうゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

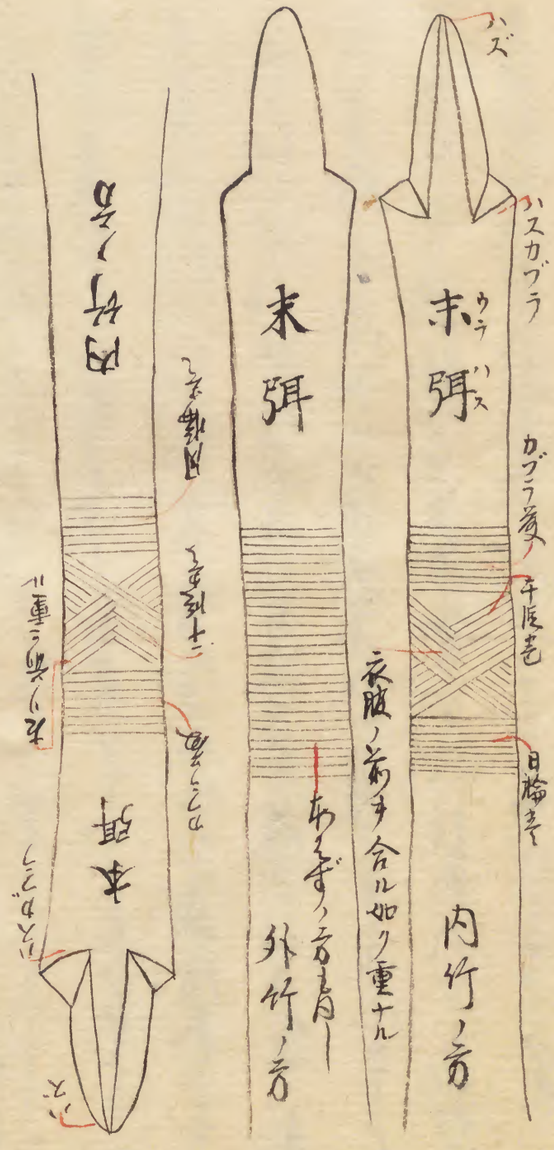

カブラ巻ト云ハ元ヲ引ル巻ト云事也惣ノ物の根をもとゝ云ふ
る巻ハ日輪巻ト云ハ上ハ陽也日ハ陽也依之上ノ
巻ハ日輪巻ト云又下ハ陰也月ハ陰也依之下ノ巻ハ月輪巻ト云只陽ノ巻陰ノ巻
又上ノ巻ハ内竹ノ巻ハ内ニ巻ベキ事也又下ノ巻ハ外竹ノ巻ハ外ニ巻ベキ事也
月輪巻ト云巻也日月ノ字ヲ付キテ云ハ義理ヲ以テ也日ハ陽月ハ陰也
理ノ為ニ巻ル後ヲ上トシ手元ヲ下トシ巻ル後ヲ上トシ手元ヲ下トシ
り事也矢ヲ引ノ巻ハ内竹ノ上ノ巻也射る時矢ニテ引る巻ト云

○巻目巻てきの巻ハ内竹ノ巻也先ハ巻目ニテ射る三巻目ニ巻土
ハ内竹ノ巻ト云事也○巻目ニテ射る三巻目ニ巻土
巻目巻てきの巻ハ内竹ノ巻也先ハ

舩打の鏃乃五分鑿程なるを箭幹の中匂を打て
ゆして弱ぎすげ沓巻乃上絃琴乃糸絃にて強く巻
よゆゆゆ

野矢ノ事ハ前ニモ記ス
又次ニモ記ス

箙（エビラ）ヨさして佐の者ヨ負ふ箙ヲ太平記十七ノ巻（尚攻ノ条ニ）白羽の羽そなぎ（ヲ）ヨ矢の十五束ニ百ヨあり
ヨ百矢の中ヨりくゞ二箭ぬいくゝりヨ矢（ヲ）又同条ニ百矢二腰とあり二腰とハ箙二腰ノ事
ヨあり

一野矢（ノヤ）征矢ノ事ハ既ヨ前ニ記ス（四十二段ノ条ニ）東鑑巻三十二童野（ワラハ）前候（コウズ）御輿（コシ）右童征箭候御輿ヨ又同巻三十四宿老帯野（ダイヤ）矢若花輩（メノ）征矢云ヘ如此差別（シャベツ）あり征矢ハ逆頰（サカツラ）箙（アヒビラ）黒塗箙小盗（モ）り野矢ヨ
矢ハ狩箙（カリエビラ）一名靡箙ト云ヘ也ヨ
征矢ヨ差別ある事也（又東鑑巻四十三前後供奉人皆着直垂帯ヲ以前而歳四十以後人皆負征矢四十未満之輩帯ス野矢ヲ云ヘ）

野矢ノ事ハ前ニモ記ス

日本紀敏達天皇紀ニ猟箭（ヤ）ヨム猟ニ射ル矢也野矢ノ支ナリ

一野矢（ノヤ）ヨ羽のなぎ（ヲ）そろのる小笠原吾庶（ナガ）の長秀（ヒデ）記ニ云ヘ羽
博（ハク）の事ハ佐の諸馬六諸（ムロ）ヨ出ハ水干ヨ勝ふて指物
き（ヲ）鹿毛（カケ）ヨ箙（エビラ）ヨ負ふ尾籠（ヲゴ）を負て上矢ヨ白羽ヨ
羽ハ二ツ也ヨ羽ハ二ツ也ヨ
ヨハ地矢のなぎ（ヲ）ヨハ羽の端（ハシ）を切ヨ
して出（ウヒ）れのまふて矢ヨ
ヨる也又征矢（ソヤ）ハ真羽を中ヨす野矢ハ何の羽ヨても用ヨ征
矢ハこしら（拵）ヘ法式（ホウシキ）あり（為忠聞書ニ有カ）野矢ハ法式ヨ
矢ヨ征矢の差別也（四月のとしらやうもの差ヨ書ヨあり四月のねハ猪ヨ切ヨ也ヨ）野矢ノ事
ヨ廉（シ）矢ヨも云ヘ也指用ヨ事也（ヨる秋ハ鹿ヨ云ヘ矢ヨ）

一 八月鏑矢(ヤウメカブラヤ)といふ事日本紀神代巻に見タリ此八月鏑矢を
鏑矢(カブラヤ)月を八月といふ事なるべし然るに
神道の書に数多きこの物皆八とこそ八百万神大八
洲八重垣八雲立八岐大蛇八十氏人八尋鰐(ヒロワニ)なるこの数
皆数多きこの八とこそ思へ
始の一(ヒトツ)を除(ノゾ)け乃十を除けば八也始なる物終なる窮(キハミ)なる
きなりそ数なるべき多きこの神道の初大八とこそ思ふ
鏑し月の数なるべし八月あるべし鏑月を
けしるの代いとそ八月といひしこの也
一 大切(タイセツ)乃弓なるべしふぎうをそくふ百度(ヒヤクタビ)の糊をつけて

弓枝を同数打
事古歌にもそうし
う更也より家士数
メニアリ

的ト射ルトノ間
ヲ物間ト云物間
ちがいうを以て
表ヒヒヒヒヒヒヒヒ
を義枝しちく数
間しちの家仍あ
りの間く射ル言
の間とあり

白度の粉を水にて練りつけて出せるこの度
ハ然弱ぐる物也薬店にて求むべし 此事、寄具ノ
条ニモ記ス
一 弓枝ふて的場馬場ふ乃間数打事乃馬数実ハ云
なるべし弓ふて物間(モノアイ)をうる月事なるべし義なる
して外行をしるべし何方なりとも定るべ
打べしかそすの方なるべう土なる月て後ろうなるべ
ふて打べし又法量義ハ云乃中なる場を打事ハ云
し弓ふて打べし定る法也又主射ル時法度実云
弓中て打ハ乃弓中て打べし但人なる張方也時
ハ乃ハ乃弓を中て打ハ乃ハ乃弓なるべう

そし可おもうハ黒革地又ハ白革地
ゆつさけて張をもの（ゆ）（て）たの色をもつて添て例ハ或ハ
しおけハ外行上（ゆ）（ゆ）ハ外行ハ
物（ゆ）（ゆ）又ハ色黒く紀ニ云たゆ
し又小笠原長秀紀云ハ枝を折ハ傷おもつる傷
未（ゆ）（ゆ）十度折てハ勝をまつてゆ
一公方様御殿清ハ錦の事諸家出用物北畠家記云ハ公方様軍
陣乃清ハ錦ハ重織物ときゆの色をこゆゆ色乃ハ
白地ハ赤をもつハ白葉をハむ（ゆ）ゆきとえん芳こけ志ハ
皮ハ色ハ紫皮をもぬ（ゆ）（ゆ）公方様常ハ清ハ錦

清ハ指ハ事ハ色ハ地ハの附軍陣の附ハ色地ハの附ハあの
く色地ハ（手織物トハ二重織物のこと 御あのゆ子織紋を手ハ色地ハ色をハむ
さきとえん芳地トハ桐の葉を白糸まて織ひ葉菊英糸ニテそそるナ云）
一小笠原華乃事ハ矢百間合ニ云（百間ハ小笠原長秀ノ紀）小笠華ハ事
廣サ四分長サ一寸五分一方ハ蛇ノ頭ノ如シ一方ハ尾ノ如シ先
ノ方ヲ五分程折テ本弭ニ入テ尾ヲハ竹ノ方ヘヒカセ糸
ニテ結ツケヲ引ハ蛇ノ頭ノ物ニ向フガ如シ弓ノ本形ハ
蛇也是ヲ見テ悪魔モ恐ル也サレハ竹皮ヲメテヌ
ケニテハ大事ノ物ヲ不可射竹華ノ色ハ黒革ト赤革
ニテ重ヌ（ヘシ云）小弭華形如圖

或ハ右の華ノ頭
ノ眼鼻乃形ハ龍のやうにまこしらへ弭華ハ

ごと名月秘傳事とする流も是は小笠原より出て又一風
変へる物也弾筆と云物上古は無し物也中弾の麁
れ撰ぜぬ為なり結なりけ者て為物ふてあるを乃後を
作へる也何の申事も無き物也悪魔也とかくの
如し

一 雁俣乃事雁の膝より細へる事なり全体さいあるまゝ
とふる也とくる故中異してうるとかうる物ごてうしあり
しる也とうるれる 実は蛙腹と書へきる物れ云何よりかり
まゝとて毒を泡より角て雁ノ字を俣ノ字なるこまを
へは郷名用と書へきをしきめ〜と云何より角て引目蔓目挽

目あゝ
書くゝ目例せまゝ〜和
俗を文字に書くよは付事〜文字にあり むいるゝ
十 上さしの矢と云は箙ふりまゝ上さすを云也上とゝ
なとて箙の正面の上てよさせた 矢を為〜物よあるゝ
不あり右の為よさし不ん云ゝ為ゝ記す

永正家中竹馬記云上さしとは延年ふるをうとうはさしとゝ云

鮒ノ矢ト云フハ上サシ中サシナトハ別ノ事ナリ下ニ記ス

十 中さしと云はゝ矢をゝ為ゝ上矢乃ゝ
ふゝの根まさす也中さしといいゝ矢は羽ゝ三
ゝて為るの羽ゝ小羽は山ゝ為の尾也こしらへ拵一ゝのゝ
内むき外むきあり委細為忠伊予書あり義経記忠信左衛門山合戦ノ

源平盛衰記巻十九
八枚夜叉ノ矢ノ事 義経
者一人進出テ名乗ル
ハ河内国ノ住人石川
郡関屋ノ帝ト八郎カ
事也櫓ノ上ニテ射殘
セル中刺一筋コヽニア
リケル
又云三人張ニテ大ノ中刺取テウカヒナ事ヨリ引カタメケル

寿永の頃大中臣の女房しるす上矢ばあ紙ありつゝ
よりやとゝすれ有よ夫のうもとすべし伝授の家よ伝へ
てはすれ事なれハはちだきの羽を抜てたゝうもひとりあり
さし紙いりれの矢ともしに寸もず紙出てきしうるる
紙うしらそるよりひるしそ今の世の人中きしいこそう矢き
すこいるを初すすてうち根をきするるう矢いひ伝の
矢のるもしとまちひ又を中さしとハ上きしに射たるるもし
紙矢のるもとるこそるの何まあやまりく用へうず古の義経記の
文を続考へるるしたもとハいたち届して蜂を食ム届ム
うのるもこ矢の羽よ鷲の羽とハ届たゝの羽のるもこ高忠聞書

まるうり矢ハ鷲羽也小羽ハ山鳥の引尾を外ありうこと
えそう義経記の中さしたちたこの羽出てたいること云合
ひうるうり八一ものの羽のもこをさまとも伝授の家ものを一ツ
中さし等るを家伝ものを一中さしとハいたそ也
乃矢ハ大中さしすと也

一 箙よ征矢を上さし中さしのさしやう後号たのめし
こまハ多賀豊後守高忠乃傳ありう高忠の記されし
狩猟記よ見えたそう多賀豊後守高忠小笠原氏流の補持清
（後に備前守）乃門弟ゆてう馬の達人也意服流義政その代変
正の流乃人ありう御よ正傳ありう平箙の矢の作しやう
乃傳左の品乃こと

箙ニ矢ヲサシ様ノ圖

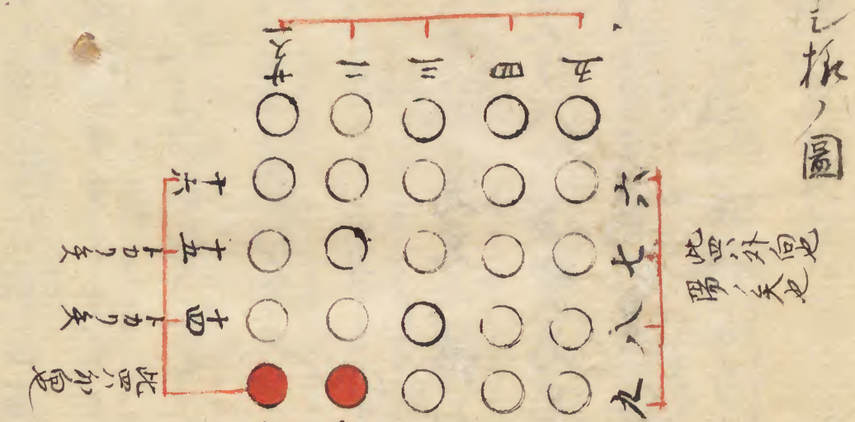

前向トハ羽ノ内向ノ矢ヲ云前向トアル所ニハ内向ノ矢ヲサスヲ外向トアル所ニハ外向ノ

樺すなわちかばサクラノ皮すなわち桜トスルハ非なり

とは、さすがに、りの内のあるべき行ようも重宝に行の梅の代りとも成るべき歟とつゝ、縄ふもあるべし細くさきて席に編るふもあるべしとぞ、右の莉藤（クヒトウ）は皮をとぎ細くさきて巻あり右書に真樺（カバ）を巻とあり藤を巻くるを云

樺（カバ）を巻くとあるは藤を巻くるを真樺を巻と云

（是より前四十六枚ノニアリ）

八紙を巻きて糸を巻くるを也樺を巻つけるを也

み編を以て真樺と云こと西こゝの樺と云句

一うたがはしき矢をきすに成ハ弓の弦に成て巻ハ庵（ソウ）きすに巻ハ庵よりきすに成り矢をぶるもの巻ハ上にきすに巻ハ庵にきすに成りの備書に見えて巻を細をバ紀ざる成物人物

本間流の図書に巻きすに巻ハ庵の一の庵に成矢一に巻を上て巻ハ庵に成物に巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

射ル巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

（イシ）鴻ハ巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

内ハ物を射ル巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

比ハ内を巻ハ庵に成て巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

一巻ハ庵に成て巻ハ庵に成

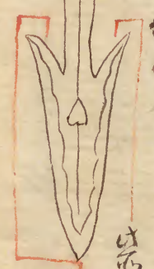

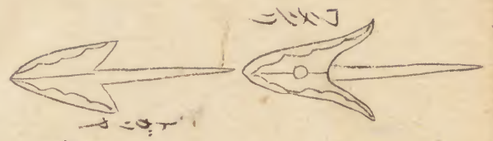

弦ニハ引田ト云麻ヲ用ヘシタケ長クシテ性強シ

モヅカズレテカラノミノサスハヨハシ

武具ヲ作ル二サヲ忌ザル事

ゆげあり射ることゝ附ぬるとき射ゆげよつゝぬけぬくられば腸を扶ることゝ云ひてゝ云ひてゝ云ひて

一弦をさすことハわいさしたるこゝ市つゝこゝる紙
略して市すこゝ陸こゝ芦をさしてもつゝ長門本乃
平家物語ハ惟能ハ屋うの内ハ紙ハ引板乃ゑ
うちうけ川こゝ肩脱ぬゝ弓に弦をさし居こゝる
伊村帰りあうこゝうんこゝう

一弦乃上せき中せきわせこゝ云ハ舌ハせきこゝ云ゝして
つゝうこゝ云ゝ細門高國の中略之書三和歌三国
ハ弦乃事也

一小笠原先清うこゝ紀氏ハ濃乃縁侍の紀氏ハ高紀
ハ弦さゝこゝ云事あり今世ハ弦ハ弦師ハ

ワルサイデノ事

絹の事こゝさゝこゝ云ハ割出こゝ書て絹ゝの蕊ゝ
れ乃事也古板の帯用集ハ割出ハ二字を出してサイデこゝ刺身
こゝ後撰和歌集巻七秋歌ハ下ハ云もゝぢこゝいろこきさい
でこゝを女のもこゝよはこゝいこゝて　源のこゝ光ふ
君ハふる風ハ吹ゝ竹ハ秋の初ふこゝ風さもる
清少納言枕草子こゝ云こゝ蒲菊染きこゝ云こゝ
云こゝあこゝびのこゝ翻反こゝ云こゝあるこゝ割出のさこゝ
れこゝ市こゝ双紙こゝ社ハこゝ
一あ西のありこゝ云羽の事真羽の中こゝ世界ハ真羽の中こゝ
詳こゝその文こゝれずあこゝ海人乃

太平記ニ藤房道世ノ条ニ海人ノ面ノ羽背タル平姉鍾ヲ頁ニアトアリ

アヽノ面ノ羽正図下ニ出ス

能とゝるのとゝ思ひて絵ゑ物の羽の文をゝの能かゝて目鼻耳口顔の形あるとゝを画くゝハ云作あるゝ　扨ゝゝる舞楽に安麻ゝゝ云舞ありゝゝ舞の面（オモテ）ゝ絵ゝ　ゝゝの形ゝを書て能ゝあてゝ舞の面あゝの面の羽ゝゝハ安麻の舞の面乃めゝ

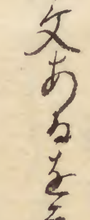

ゝゝの文あるゝを云ゝゝゝゝゝゝ絵ゑ物ゝゝあるべく思ゝゝゝゝあり右のゝゝ有ねの文ハあるまゝゝゝゝあゝゝ右の絵ゝ推量の絵ゝハいとあるゝゝゝあり乃ゝゝ考あり絵ゝゝゝゝゝ安麻の舞の景絵ゝゝゝ　ゝゝ舞ゝあり後日ゝ和りひあハすゝゝゝゝゝ

舞人の能ゝあゝゝ假面（カリメン）をゝのありてゝゝゝあり

安麻乃舞

貝文抜きたる海人（アマ）と云ハ魚を取る事を業（ワザ）とする者
海人の頭に布の業（ワザ）をする者の頭に耳目鼻口透ふ
るあり目を面也さるれば羽の文（アヤ）あり面の面と云ハ海人の
面と云ふるまハあるべし安麻（アマ）の意乃面（オモテ）と云ふ
面ハ俗面（メン）乃事也

一 脉（クイ）乃矢と云事を迫世（セコ）面の雑流を作り出して人を惑（ニド）
ハするあり却て能く拵形あり（くしゃくしゃとして云田舎人の面ハ面さだと云）矢の根
をハくしゃくしゃにきりこむ物也古制の服ハ拵形の面き
服あり是れハ矢の根を出さるうとての底板と云也此服
の矢一筋と云ふ矢の方ハ矢一筋と云ふ革

緒の端ハ有りてのつかに弾の矢を云て弾の矢と云の矢
拵ら〻み付る也の矢の弾と云拵形あり服
ハ弾の矢を引て不及弾の矢と云也

一 八文字（ハチモンジ）

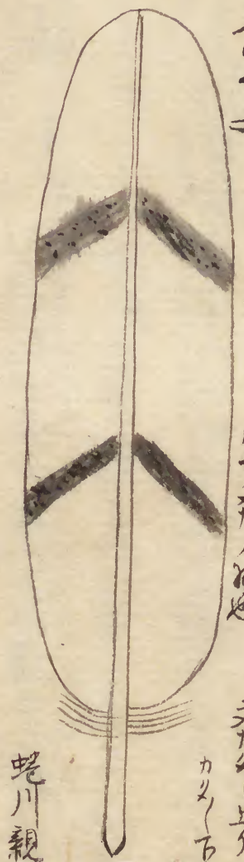

蛇川親興見て画伝之

一 あまのおりて

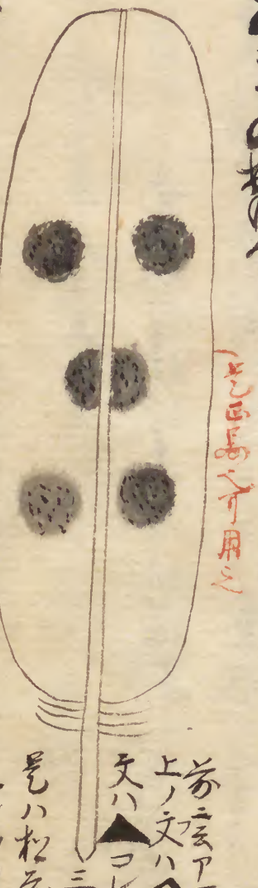

皆文ウス子ズ色 蛇川親興此羽子見て画伝之

前ニ云アニノ章ノ面ニ似タル也
上ノ文ハ〈コレニ似タリ下ノ三ノ
文ハ▲コレニカメトルナル〈ニ云ハ
三角ニカメトルナリ
是ハ松前の人名て云引き
云事なるまてこそあれ内の
面と申なるべし

一 笠懸引目のひゝき目の事 射御持長記に云笠懸引目の事
五ツ五寸ばかりにて丸き形をかゝせ
き目なり 実朝の頃より今の笠懸引目は定る長さ笠懸
書云 元長の書 笠懸引目の形ひゝきあい実朝のゆゝきうの形ひゝきあてハ
ゝ始うる也 それよりてひゝきの始りとかゝる也 そ
形ひゝきめをする所也 上図大概引目をうつひゝくこゝろる新
しき引目初めしてひゝきてゝ初めのあるゝ者ゝ
若きりひゝきて射る也 笠懸の書 紀者未知 云笠懸引目は形
きゝんハ中程のゝうきまりハ 紙十二ひゝく定木(デウギ)とあり
中家ゝ不定木あてふくき程よ年木を年ゝゝよたもる也 (撓)

篠木をもむハ大行をうてあるゝ程ゆゝせて程ゆゝてゝ
笠懸引目

ひゝきをうるゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝきめをうるゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者

一弓結さしこゝハ弓結さと稱ス

一蓑目の大小ハ射手の弓ハ強弱ようるゆゑ定ル事なし

弓強けれハ大なる蓑目を用ひ弱ければ小きを用ひて

大小を定め申ス

一竹の長サ〻横のふくきの拾ハ〻つゝあひの

事古書に不詳ル所ハ伝ル人ハ蓑目竹の長サ五寸ハ横の

記スべきなり

一ハ蓑目竹の長サ五寸ハ横のふくさ八寸ハ

りゆゑなし（竹の長サ三寸ハ横ふくさ七寸ハ）又竹の長サ八寸ハ横のふくさ九寸

ゆゑなし

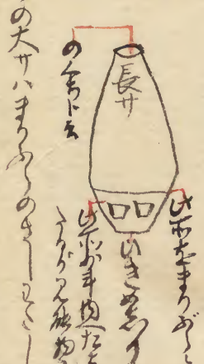

一代ハ蓑目にて代を調へて蓑目にすゝめて

ハ手にて代を抜き出して中を抜て後合せる也

まりてゆるゝハまりの所をつぎ合せる也

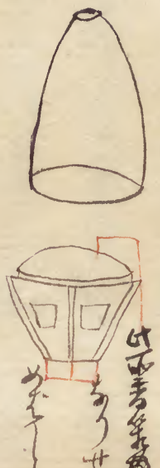

めゝしハ引目のゝ下けさしんの為竹を

してもりゝ入るゝしるすけもるゝ竹をもちゝ

一竹の根蓑目ハ二てゝき竹のれのさきの方ゝ

ゝ為ゝ根ゝ作ル人ハ根二ツ

竹の根

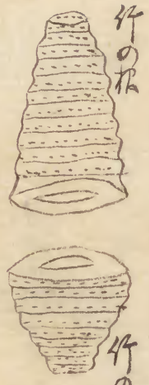

竹の根ゝ目ニハめゝしハ入ル事

笛笙（ショウ）ひちりきの類は楽器なれども鳴るを以て主用とする也蕪目は鳴ることを用とする物なれ共蕪を射たるのむき物よりは蕪の物を射たるをすべきなり

一 蕪目鳴るよりはをうすくてうなりを高くすべきなり

されども高けまでなれ中てぐでけやすく高くてうなりを鳴りを高くすべきなり

らすべきなり鳴りをたてあるべし鳴をもあけうと蕪目のうなりを高くあるべし鳴をもあけうと蕪目の鳴りを高くすべきなり

友鳥なれ風入て鳴る也なれ東照宮御代に御弊の根引目中て匹夫を射くるあり又和田左京義盛の無禮の者成引目を以て馬をうつ射殺しうるなり又左親衛引目を以て無を射たりし事を伊勢東照宮へ上るなり

一 蕪目鳴りを高くすべきなり

やすく成作る鳴高く成実成する引目の中を難す

一 蕪目は元来鹿皮を退る者なれ物なれ共人を

あやまり鳴りを高くある物なる故狐狸なども射て物しやす

事あり中を鳴りを高くすべきなり

しらあるよあるべずをうとうたいはずよいなり

一 あまのありての羽根

蕪正面なり

蕪ともに蕪あり

右の歌ハ天文元年三月宗長法師長楽の寺ニ一泊せし時の中よりとぶらひ来る人々ニ物語の中ニ人々ニ物語せしとぶらひ来る人々ニ物語せしの日あるよりかたりつゝず中の文ぞうをもてあまのおもてをかく

一 ちく竟乃事 藤人ハ歌合ニ細工の縫乃物よりれいちく

小笠原清元弓礼秘傳書 武田流一巻 清元一巻 切ノ竟ヒウキスト云二巻行キ

乃ことてあつらへられてのちく中夢子集ニ財家書ちうきとハ云

カタウキスト云三巻行キカタ竟ヒウキスト云

きゝつゝ物あれハ好ちうよ伝ちうるうちうきとの名

ちう伝 竟ハ也又信列知久の一ちう伝ちうを用ゐられ

云ちうちうきとて徒多きゝ 或矢匿ノ云ウキスト云ハ竟ヒウキスト云ハ伝ヒウ

ル今ハ出サズ知久ト云ハ信濃国ノ地ノ名也知久ト云所アリ芳信列ハ小笠原殿領

地ナリシユヘ知久ノ竟ヒウ用ラレシナリ一カ一ト云ハ二巻ヘタルハ鎌ニテ一刈ニ切ラル、也

三巻ヘタルハ一刈ニ切ラレズナメニテ切ルナリ一鎌ニテ刈リ取ルヲ一鎌トテ用ル也是ヲ鎌

竟トモ云フ也 鎌ニテ刈ル、故也○貞丈云ウキストハ水ニ浮リ故ウキスト云トハ非也

堅ニキ竟ニテモ水ニ浮ク物也 沉ムヲハナキ也ウキスト云ハ行ノ肉シニラス浮キタル

ヲ云ナリ堅キ竟ハ肉シニリテ堅シウキスハ肉シニラス又ユヘ浮スト云ナリ水ニウ

クニハアラス何ノ竟ニテモ水ニウクナリ信列頼朝ノ人ノ云リ信列ハスベテ行ノ性悪シ

太キ行ナドハナシト云按スルニ寒国ナル ユヘ土地行ニ相應セサル ユヘ行ノ肉実セスシテ

ウキスニナル

べし

一 ゆづけの事 ゆづけの事ハ武蔵の郡ニ記ス

一 夫乃まげ弟を射つけの節 夫乃まげ弟を射つけの節ハ武蔵の郡ニ記ス

く弟の事より 武田弓礼秘傳書 清元ノ書

一 材重義乃弓礼秘傳書 武田信玄書 清元ノ書 ニ云 材重義ハ友

をもりしてつ

する不安八世六合て八ニ宇四ハたりよりまてまりて

年のてらくらハすべ 重義と亀ちうれても中ハ

ち材重義のとをうを定てとをてくくく

一竹林抄書に云筵竹は二年竹をうきまてと云二年を法筵
と云二年よりたてざるを法(モロ)うきすと云也さてはるし云
竹は近年の天竹皆云代世代居毎る遠多し竹は
丹生して来丹と云て月数八一年めして二年竹也今
年の丹生しうる竹は八月切るを所うきすと云今
年の丹生せしうる竹を三年めの八月切る故法うきす
と云今年の丹生しうる竹を四年めの八月切るを三
年竹の強筵と云年竹とき竹ふしあり矢ふよ切て一
ケ年より一強めたくの切のと成ほうと云る田舎ふ
一芦簾(ナレヒラ)ふ法板書に云簾さし簾かう簾と

云あうさうう簾あるあうとうえてうさしえのうと云
ハ板そ芦簾(いう)こてうさしざりとうしかそぬてひすも
ハ芦うきうあうえんをとうたるあう
一華簾射市拾遺抄云ちこ華ちひうあこ小時簾也と
あうう方梅市沙汰云簾皮ひう墨部也さうう
ちひうあうう簾と云ハありかてたくうる遠あう
さうう簾と云ハ井の法をうるあうとうえ(たう)華簾
とふハ簾ふ方ちをあのうしはかてうくあるあう
一だうかの事ちの法をこしら四ちうきあるあ也ちハ
ちうとうあうあう諸書用物と云たうあうの長サ寸

ありとうんぬ

一 碁石蠅敷の事 本間流図書云角碁の羽をいたすと白
こうくをうに黒一黒宗和ありと云り又白宗
ちとをやうにねどりたるをハ碁石と云也又ムラ宗の
こしてねどりたるを蠅敷と云り

一 三つ鳥ハ鳥ハけの事 細川玄旨ヲ馬図書慶長八年元サレメルナリ
云ハけをハうけの射事 射手の習 蓋流ありし又
三つ鳥ハけ車事 清水紀伊守ハ鳥ハけ本ありとうん

（小笠原流ニハルフナシトスル）
（小笠原ナサレテ云フ）

玄旨ノ代ハヤ右ノ様ニテ器物アリシナリ
ホウシ堅ノナリタルハ差矢始リシ後ノト見エ

ユカケ皮ヲそフスハ
ウワラ色水ニキ組
筈指文為指クスシ
指ナムラサキ皮デ
ツクルハ紋ハ家年筆
陣ヲそフスハ紅ニ墨
家ノ紋ナ角ル墨手
ハクロ革コウシ皮フスハ革無文ハ
無文トモ云ハ無地ハユヒモ皮ハ紫ナヒモユヒツク三用ユルトモ云

一 せんたん巻せんたん色二用ル事 せんだんを八分ほ
めくちげ巻のうち此本筈ハ巻ヲもル用て十文字
ほそくをせんぎんをそうあり せんたんそこ云ハちげ巻の
ろ地をを用のるあり ろ地麻糸を漆をおしのけ巻
二分ちげをそ又一分おきて又二分をそ此ハ巻きを絡て
をそうるあり（ヤ一あろ巻） そぬるあり 巻を巻ハ巻ハ上
ほそて巻上をうハ絡ぬる地上ハ巻すり巻之所
ほ白巻をうふあり

一 せんだそううこ云ハ千巻（センダンニ巻） 千地ノ漆を付ル麻
ほそをそ月巻ちげ巻をそ又巻ちて又巻をき

だん〳〵如此麻糸にてさそてをしこんとうて塗こてをとうとうとてぬるなり和上下矢摺後に赤白皮をつかう惣師も皮をそうぎ是をせんぎをとうとうとふ

一 てをで是のうとゝゝハ永正家中竹馬記云てを是うとうた竹をハぬ〳〵で皮をゝ是ゝ〳〵竹をハぬすりてをたゝ木だうり是〳〵ぬるなり 上下矢スリ三ヒロ長サ一ツカツナリ

一 二重赤漆(フタヘアカウルシ)の弓とゝハ同書云これ赤うるし本後藤家うるしまきるなりハふとゝ赤うるしゝ竹をまきあうるしにぬり赤ぬうすき赤うるしにぬりて矢

はうとうとて是ゝ赤白皮をつかふ白皮なり赤うるしハ漆ゝ何もまぜずぬるをゝなり

一 赤もうせんゝけたるうつかうの同書云宣旨ゝ何皮をゝ水鳥なり但大の皮ふくの皮なゝ無なり又京都ゝハ虎豹の皮ハ人ゝ伝て料敬すゝ尝敬有是又りうせんをもをる是慈昭院殿御代殿中ゝ法家武具帝ゝて来ゝせうり来をゝ時小笠原備州大中 赤きゝとうせん知無ゝうるうゝ右ゝ十六矢をきゝて赤ゝを知て光材なゝて小笠原摂州元長物語ありしとゝ赤りうせんを伝て毛皮うゝ是き所を皮成ひずして色ゝとうゝ赤をとうせん

矢赤ロナリ

とハ雖ら志ゆゑ事とく今れとうせんの事ふあ〜す事と
うせんの戦要儀ハ以ゑ為〜て〜ハ平人ハ用ひられぬ事ゆて
あれとも宝穂と魚ゆハ人ゆ〜すゆ是ゆ事ゆ〜に師
ゆゑ用ひて武の例ゆハ為ゆ〜〜〜ゆ〜〜

一宝穂（ウホ）の矢さしかへす事ハ矢ハ鳥服（カリニス）を為ゆ〜ハ
ぬ〜れさる為ゆゑ為ゆゑ為ゆ〜ゆ〜ゆ〜

サクラノアツ皮ノ色
木目ナドウツラノ
羽ノ色ニ似タル ユヘ
ウツラメノトヽナル
ヽシ

一 鶉目樺之事東鑑建久元年九月十八日條保野矢即
覽之無文深羽以鶉目樺挨之藤口巻也又蜷川親元
ノ記ニ羽形ヽ云書ヽ云ヽ野矢
也又上矢ヽ云ヽ真桙ニ対して
樺乃あま皮ヽ云ヽ
一 焦覽乃事小笠無引目ヽ用之覽ヽ云ヽ
ヽたるよ雅ヽ射御拾遺抄云ヽ覽ヽ用之
ヽ樺ふしうけのヽ云ヽ射ヽ方開書云ヽ
乃ヽ中ヽ覽ヽ云ヽ
かすヽ云ヽ

一 さもし覽乃事ヽ
ヽ
ヽ

ルヲサシテスリサハシ次第〳〵ニ白ひかるをうとすれば生る
トハ云ヘルナルベシ
を云々永仁布衣始記云箭黒塗。サハシ云々此文ヲ以
テ黒スリトサハシトスリヤウ二色アルヿヲ知ベシ

夫木抄知家卿カラ竹ノフエニテクテブカハサクラ春カモシロクワセツツキケル此カラ竹ニ漢竹ナリ

一 竹の事中黒無乃矢者に竹乃節しけつゝすして者ハ白ひかるを竹ハ漢竹ハ一類ハ竹幹
ニテ矢ハ〳〵せし竹を者ハ白すぬ竹と云トされ
ハ流ハ唐竹と記せし書もあれど唐の字ハ假
字なり射を方関書云小笠無引用条者ハ竹
礼孫の箭ハ根ハ竹ハ
波をけつゝまる

一 ふしとゝすの事 箭筈ハ書て箭ハ竹ハ竹をつゝまむ
ふの矢ハいりれも竹のふしを切て者ハ造りけれ共
征矢のゝ箭の末を云ふりて者ハすを形筈のゝ云れ
ハ云ふ云ふり又流ハ云竹の節ゝふしの間をヨト云
ヨハよえしの略語なり古新ハ長竹のようのむ乃
ふりもれて安れぬふしの多くもみの雑ようあり
はかのふしトハ別のものを知て和の矢ハふしを切て
矢者ハすれとも征矢ハ張てふしを用竹のよれ
所をふりて者ハすれとも征矢ハ張ふりの者

宮内庁書陵部
図書寮

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan